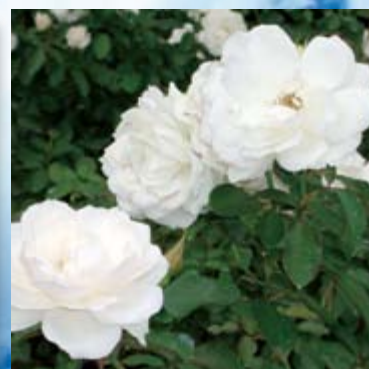


Primaff Review



● 巻頭言 畜産における「集積の不経済」

● 研究成果 水田農業の構造変化とその地域性に関する統計分析
 水田農業の構造変化と地域性に関する現地調査結果に基づく分析
 ～集落営農組織の動向と大規模個別経営との関係を中心に～
 農業における人材確保・育成の動向と課題
 一雇用就農者と独立就農者を中心に～
 ブラジルの食料需給と農産物貿易
 米国農務省による農産物等需給予測（USDA Agricultural
 Projections to 2020）の概要

No.41

平成23年5月

農林水産政策研究所

この度の東日本大震災で被災されました皆様、
そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

●巻頭言

畜産における「集積の不経済」

筑波大学大学院生命環境科学研究科教授 茂野隆一 1

●平成23年度研究課題

23年度研究課題のご紹介

企画広報室企画科長 玉井哲也 2

●研究成果

水田農業の構造変化とその地域性に関する統計分析

農業・農村領域主任研究官 橋詰 登 4

水田農業の構造変化と地域性に関する現地調査結果に基づく分析

～集落営農組織の動向と大規模個別経営との関係を中心に～

モデル対策・構造分析チーム 6

農業における人材確保・育成の動向と課題

一雇用就農者と独立就農者を中心に一

農業・農村領域主任研究官 江川 章 8

ブラジルの食料需給と農産物貿易

食料・環境領域上席主任研究官 清水純一 10

米国農務省による農産物等需給予測

(USDA Agricultural Projections to 2020) の概要

食料・環境領域主任研究官 小泉達治 12

●定例研究会報告要旨

14

●コラム

研究と政策

農業・農村領域上席主任研究官 山路 裕 17

●世界の農業・農政

韓国のFTAとコメ

国際領域主任研究官 樋口倫生 18

●国際シンポジウム概要報告

「地球温暖化と農業とのかかわり」

温暖化プロジェクト研究チーム 20

●農林水産政策科学研究委託事業

「我が国水産業へのITQの適用可能性に関する法学的・経済学的分析」

東京大学大学院農学生命科学研究科 八木信行 22

●最近の論調

「TPPと農業」

国際領域上席主任研究官 會田陽久 24

●研究活動一覧（平成22年度）

26

●ブックレビュー

マイケル・サンデル著・鬼澤忍（訳）

『これからの「正義」の話をしよう—いまを生き延びるための哲学—』

食料・環境領域主任研究官 高橋克也 34

●農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2011年6月～7月開催)

35

●最近の刊行物

35

畜産における「集積の不経済」

筑波大学大学院生命環境科学研究科教授

茂野 隆一

産業が特定の地域に集積することによって生じる経済的便益は、「集積の経済」として広く知られている。多くの企業がひとつの地域に集まることにより、輸送、通信といった様々なインフラが効率的に活用され、さらに情報が集約されることによって生産技術のイノベーションがもたらされる。これは農業についても例外ではない。たとえばある作目の生産を特定の地域に集中させることによって、出荷・貯蔵施設の効率的利用、ロットが大きくなることに伴う市場交渉力の増大、生産者間の情報の共有による栽培技術水準の向上などが期待できる。

しかし集積にはメリットだけではなくデメリットも存在する。今回の東日本大震災において、都市の災害に対する脆弱性が露わになったが、これも集積のデメリットのひとつと考えることができよう。ここでは環境保全の観点から畜産における集積の弊害について述べてみたい。

我が国の畜産は海外の安価な畜産物との競争にさらされてきた。その結果、生産条件が劣る産地は次第に淘汰され、畜産基地といわれるようないくつかの大産地に生産が集約されつつある。こうした大産地では集積のメリットを活かし、生産、流通の効率化、品質の向上によってそのブランド力を確固たるものにしてきた。

だがその一方で畜産業が集積されることによって、環境に排出される窒素が地域的に偏在するという問題が生じている。我が国の畜産は海外で生産された飼料に大きく依存しているため、家畜が排出する糞尿に含まれる窒素が飼料作物に吸収され、ふたたびエサとして家畜に摂取されるプロセスである窒素循環が機能していない。したがって、家畜の飼養密度が高まれば、他の国々よりも農耕地が過剰窒素の状態となる可能性が高く、それは飲用水の水質低下を

はじめとして様々な問題を引き起こす恐れがある。

我々の研究室で農耕地に対する窒素負荷を都道府県別に推計したところ^(注)、南九州をはじめとするいくつかの県でオランダのミネラル収支制度(MINAS)の基準を大きく上回っていた。この推計はいくつかの仮定に基づく大まかな推計値であり、厳密な検証は今後の研究を待たなければならない。しかし、農耕地に対する窒素負荷の都道府県間格差はきわめて大きく、その多くが畜産に由来するものであることは確かであろう。

こうした状況を前にして考えなくてはならない問題がいくつかある。耕地の過剰窒素が何らかの問題を生じさせているのならば、その解決のために要する費用は誰かが負担しなければならない。汚染者負担の原則に依るにしても、誰が「汚染者」なのかを特定するのは難しい。第一義的には生産者になるのだろうが、消費地で本来処理されるべき窒素を畜産県が「引き受けている」という見方も成り立つ。こうした負担の問題をうまく調整し、窒素負荷によって生じる外部不経済を内部化していく方策が求められる。

また、我が国の畜産に窒素がうまく循環する仕組みをいかに組み込んでいくかも重要である。家畜の糞尿から作られる堆肥は多くの場合、その地域の耕地において散布されるが、窒素負荷の分散化の観点から堆肥の広域流通が考慮されるべきかもしれない。飼料稲をはじめとする耕畜連携のさらなる推進といった施策も含め、持続可能性のある畜産業を確立していくことが求められていると考える。

(注) 若林司「日本の農耕地に対する窒素負荷の地域間格差に関する研究—食肉消費に伴う仮想窒素の推計—」, 平成22年度筑波大学大学院生命環境科学研究科修士学位論文

東日本大震災への対応を最優先として 各種課題に取り組みます

企画広報室企画科長 玉井 哲也

本稿では、新年度を迎え、私たち農林水産政策研究所が本年度に取り組む主要な研究課題についてご紹介します。政策研究機関として当研究所は、農林水産業・農林水産行政を巡る情勢に対応して、的確な政策研究を実施し、客観的分析・検証に基づく課題の抽出や将来の政策について選択肢を提示するなどの役割を担います。このため、研究課題の設定に際しては、中長期的な政策課題を考慮すると同時に、当面の行政上の課題についても目を配ることが必要です。

いま、特に対応を求められる課題が震災対策関連です。3月に発生した東日本大震災は直接の被災地に甚大な被害をもたらすとともに、間接的なものも含めて全国各地にさまざまな影響を及ぼしました。今回の大規模な災害は今後長期間にわたって振り払えない影を落とすことでしょう。亡くなられたかたをはじめ、被災者の方々には心からお見舞いを申し上げます。

被害、影響を被ったのは農業、農村も例外ではありません。これから地域、国をあげて生活や産業の再建、復興が急がれるところです。当農林水産政策研究所としても、震災から復興し災害に強い地域・農業等を築いていくに際しての課題とその対処方法などについて調査・分析することにより、再建、復興の取組に貢献してまいりたいと考えています。

具体的には、当研究所に設けられている農業生産体質強化や活力ある農業・農村の育成などをめざした各種プロジェクト研究などのなかで、それぞれの分野における震災復興対応等に資する研究事項を最優先として取り組みます。そして、それら研究を震災対応という観点から全体として、調整、管理し、とりまとめる震災対応特別プロジェクトを設けて推進してまいります。

この特別プロジェクトという傘の下で、個々の研究が実施する震災対応の研究事項として、以下のようなものがあります。

まず、農業生産体質強化のため、「農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する研究」のなかで、被災地における復興後の地域農業の再編、担い手の確保のあり方に関する研究を重点的に実施します。被災地で今後進められる農地の復興には一定の期間が必要であり、その間に高齢化や離散などにより農業の担い手が減少することも想定されます。このため、過去の被災からの復興事例や大区画圃場整備事業実施区域における担い手の確保状況の分析などにより、東日本大震災の被災

地における復興後の地域農業の再編、担い手の確保に向けた課題を整理します。

6次産業化など活力ある農業・農村の育成関係については、まず、被災地の復興に当たっては、例えば、地区・地域間での新たな連携を企画するなど従来の延長ではない6次産業化を導入する余地も大きいと考えられます。このため、「消費者ニーズの変化に対応した食品サプライチェーンの再編に関する研究」のなかで、6次産業化の先進事例や他産業で成功したビジネスモデルを比較分析し、被災地における地域の特性を活かした6次産業化の推進に向けたビジネスモデルの構築に関する研究を重点的に実施します。

また、東日本大震災では、広範な地域で甚大な被害があり多くの地域資源が損なわれ集落コミュニティも大きな打撃を受けています。その再生には、地域内だけでは困難であり、地域外との協働・連携が重要になる場合が少なくないと考えられます。「多様な主体との連携による農村地域の再生に関する研究」のなかで、被災地における地域資源、集落コミュニティの再生、そのための地域外との協働・連携のあり方に関する研究を重点的に実施し、取組を進める上での課題を整理し、地域社会の復興に貢献したいと思います。

エネルギー関係では、地球温暖化対策としてバイオマスエネルギーの推進が従前から大きな課題ですが、今回の震災によりエネルギー政策の見直しも予想され、その重要性は一層増すものと考えられます。ただ、経済的に持続可能でなければ導入・推進は円滑に進みません。このため、「我が国農業分野における地球温暖化対策の評価手法の開発等に関する研究」のなかで、被災地におけるバイオマスエネルギーの推進に関する研究を重点的に実施します。内外の先進事例等の調査・分析も踏まえ、被災地の条件に合わせて効果的に導入するために対処する必要がある課題などを解明します。

以上が、震災対応として当面重点的に取り組む課題ですが、震災の爪痕は深く、今後の復旧作業や復興に向けての検討などが進むに従い、新たな課題が出現することが考えられます。その場合には、当研究所の各種研究のなかに適時適切に取り入れてまいります。

ここまで述べたように、東日本大震災対応を優先課題といたしますが、その一方で、今年度から戸別所得補償制度が本格実施されます。また、今後とも世界の人口増加やタイトな食料需給が続くと見通さ

れる一方、各国間、多国間での貿易自由化交渉等が進められる状況に変わりはなく、我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興を図ることが引き続き求められます。そうした各種の農政上の重要事項に関する政策研究課題についても研究を行ってまいります。

こうした観点から取り組むことを想定しているのは、まず国内の農業に関して、戸別所得補償制度等の下での農業構造の変化やそれに対応した農業生産主体の動向などです。2010年農業センサス結果を用いたマクロ分析を行うとともに、地域を類型化し、各類型の典型的な地域において、地域全体を面的に捉えて農業生産主体の現況と今後見込まれる構造変化を把握し、これらの分析から、同制度等の実施が地域農業や農業構造に及ぼす影響や地域特性に応じた農業生産主体の形成・再編に向けて今後取り組むべき課題の抽出・整理などに取り組めます。

農業の成長産業化に資するテーマとして、6次産業化そのものの取組事例について地域にもたらす経済効果の測定等を行うほか、農産物の高付加価値化や6次産業化の取組に寄与することが期待され創設が検討されている地理的表示の保護制度に関して、これを我が国に円滑に導入することに資するため、諸外国における制度の運用実態等を調査・分析するとともに導入に際しての課題を整理します。

農村活性化に関して、地域住民等との連携、農業と福祉の連携、教育交流、第3セクターによる森林・農用地の保全等を含む連携による農村活性化の取組事例について引き続き分析を深めます。この課題の最終年に当たる本年度は、このような取組が地域経済、農村社会等に与える影響・効果に加え、効果的に農村活性化を図るための連携モデル構築に当たっての条件・課題の解明を目指します。

食料需給や食品産業に関して、食品サプライチェーンの再編に関する研究の一環として、野菜や麦など国産農産物について、生鮮消費、加工品消費、外食を含めた消費者ニーズの動向を明らかにした上で、サプライチェーン全体にわたって、消費者ニーズの変化への対応の状況や的確な対応のために対処すべき課題を分析するなど、サプライチェーン

の主要品目別・段階別分析を行います。また、当研究所が開発・整備した我が国独自の世界食料需給モデルの更なる向上を図った上で、今年度も、10年後の世界の食料需給の定量的な見通しを実施します。我が国の食料安全保障政策を考える際の前提として重要な材料となるものです。

農業生産は環境に大きく左右され、地球温暖化による影響を受けます。その一方で、農業自体が温室効果ガスの排出源として温暖化対策への貢献を求められる側面もあり、そうした温暖化対策への農業分野による貢献を的確に世に示すことも重要です。このため、温室効果ガスの排出量規制や排出量取引制度が農業に与える影響の把握・評価、農業分野における地球温暖化緩和策・適応策の効果・持続性等の評価手法の開発などを行います。

国際舞台に目を転じると、貿易自由化が世界の潮流として依然続いています。アジア太平洋地域では、米国も加わって環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の交渉が行われているほか、日中韓自由貿易協定の産学官共同研究会や東アジアでの連携枠組みを模索する動きもあります。貿易交渉を含めた各種国際対応などに貢献するため、米国、EU、中国、ASEAN諸国など、世界の主要国・地域の貿易政策、農業政策、食料需給などを把握します。震災対応に関連して、海外での大規模災害復興対策に係る情報収集・分析も含めて実施したいと考えます。また、国内の戸別所得補償制度等の今後の検討にも資するよう、先行事例であるEU、米国の価格・所得補償政策や韓国の農業構造調整施策について、調査・分析を行います。

研究成果については、政策に貢献する成果を適時にとりまとめて参ります。関係する行政部局とは、連携を密にとりつつ研究を推進し、成果をすみやかに提供していくことはもちろんですが、それに加えて、広く一般の方々にも食料・農業・農村の問題をお伝えすべく、研究成果報告会の実施、セミナー、プレスリリース等による発表などにより、引き続き、的確な社会発信に取り組んでまいります。今後とも関係の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

表 平成23年度の政策研究課題一覧

研究分野	政策研究課題名
震災対応特別プロジェクト	○各プロジェクト研究と連携した東日本大震災からの復興対応等の観点からの各種課題に関する研究
農業生産体質強化関係	○農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する研究
6次産業化など農業・農村の活性化関係	○消費者ニーズの変化に対応した食品サプライチェーンの再編に関する研究 ○多様な主体との連携による農村地域の再生に関する研究 ○諸外国における地理的表示の保護制度の運用実態等に係る分析
エネルギー関係	○我が国農業分野における地球温暖化対策の評価手法の開発等に関する研究
その他	○世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究 ○世界の主要国・地域の農業、貿易を巡る事情、政策等に関する研究 ○(再掲) 消費者ニーズの変化に対応した食品サプライチェーンの再編に関する研究

水田農業の構造変化とその地域性に関する統計分析

農業・農村領域 主任研究官 橋詰 登

1. はじめに

2007年度から開始された経営所得安定対策を契機に、数多くの集落営農組織が設立・再編されたことによって、わが国の農業構造は、短期間で大きく変化した可能性が高いと考えられます。

こうした中、本年4月からは戸別所得補償制度が本格実施されることもあり、各地域の農業構造、とりわけ水田農業における「中心的な担い手」層の形成状況と、それに伴う構造変化の動きを明らかにしていくことが求められています。

本稿は、行政対応特別研究（平成22年度）の中で実施した、農業構造の変化に関する統計分析結果の一部であり、農業センサス（1990～2010年）と集落営農実態調査（2005～10年）のデータを組み合わせ、水田農業の構造変化の態様を都道府県別に明らかにしたものです。

2. 水田農業の「中心的な担い手」層形成の地域性（1990～2005年）

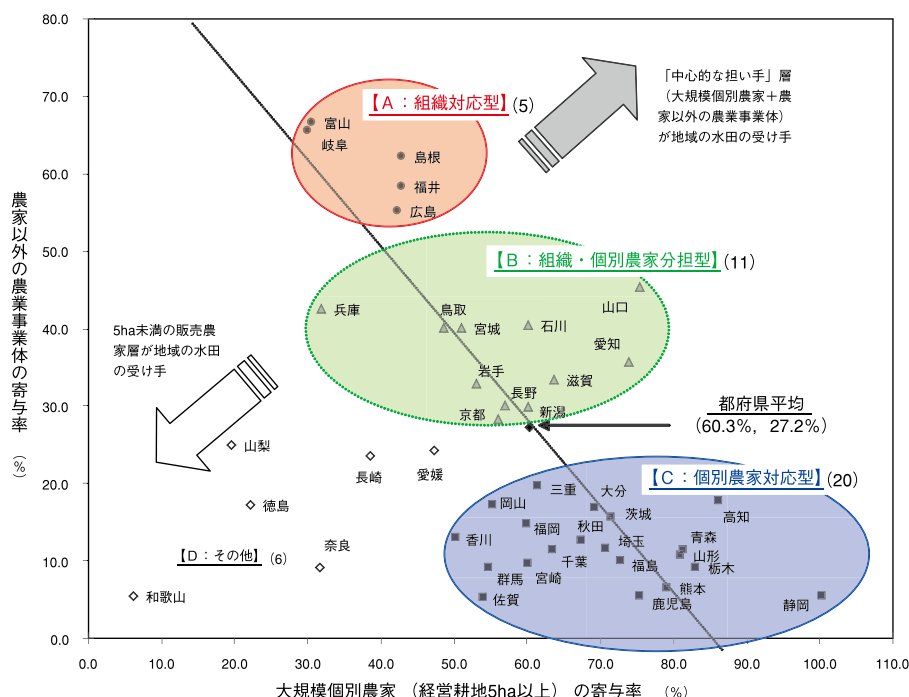
近年、借地による農地の流動化が加速する傾向に

ありますが、この傾向はとりわけ水田において顕著です。全国平均の借地による田の流動化率（農業センサス）をみると、1990年の10.0%から上昇を続け、2005年では23.7%にまで達しています。そして、これら田の中心的な受け手となっているのが、大規模個別農家と農家以外の農業事業体であり、2005年での借入田面積シェア（都府県）は、前者が37.4%、後者が15.4%を占めています。

さらに1990～2005年の15年間に増加した借入田面積の、引き受け手としての貢献度合いを「田借地寄与率」として都府県別に求め、散布図上にプロットすると、おおむね3つのグループに分けることができます（第1図）。

Aのグループは、農家以外の農業事業体の寄与率が極めて高く、大規模個別農家の寄与率が低いところであり、富山、福井、岐阜、島根および広島等の5県が該当します。これらの県は、いずれも集落営農の先進県であり、新たに借地となった水田を主に集落営農組織等の農家以外の農業事業体が引き受けてきた「組織対応型」の県です。

これとは対照的に、Cのグループは大規模個別農家の寄与率が高く、農家以外の農業事業体の寄与率



第1図 増加借地田に対する「担い手」別の寄与率（都府県：1990～2005年）

資料：農業センサス（1990年，2005年）。

注（1）東京，神奈川，大阪，沖縄を除く。

（2）「寄与率」とは、1990年から2005年の間に増加した田借地面積（総量）に対する、各主体の田借地増加面積の割合をいう。

（3）図中の斜線は、大規模個別農家と農家以外の事業体の合計寄与率が都府県平均と一致するところを示す。

が低いところであり、青森、山形、栃木、千葉、静岡、佐賀、熊本、鹿児島等20県が該当します。主に大規模個別農家が地域の水田を引き受けてきた「個別農家対応型」の県です。

また、Bのグループは、AとCの中間に位置し、宮城、新潟、石川、愛知、兵庫、滋賀、鳥取、山口等11県が該当します。これらの県は、両者の寄与率が拮抗しており、「組織・個別農家分担型」と呼ぶことができます。

このように、1990年から2005年にかけての水田農業の「中心的な担い手」層の形成は、地域の実情に応じた異なる展開をしてきています。

3. 農地集積状況からみた集落営農組織展開の地域性（2005～2010年）

集落営農実態調査結果（農林水産省統計部）から、2005年以降の組織数と組織の集積面積の推移をみると（図表省略）、全国の組織数は2005年の10,063組織から2010年には13,577組織へ、集積面積は35.3万haから49.5万haへとそれぞれ増えています。

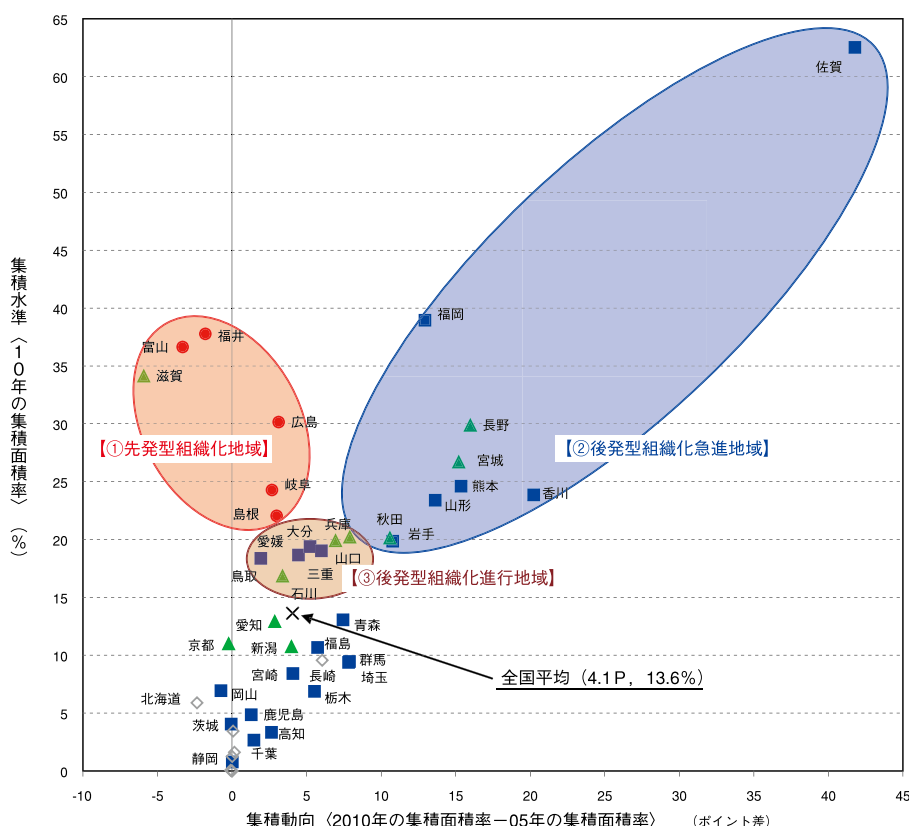
年次別にみると、組織数、集積面積ともに2006～07年間の増加率が最も高く、経営所得安定対策へ加入するための駆け込み設立が多かったことがうかがわれます。

そこで、集落営農組織の展開状況を、2010年の農地集積水準と2005年からの集積動向によって道府県別にみると（第2図）、集落営農の先進地域である富山、福井、岐阜、滋賀、鳥根および広島等の6県（「①先発型組織化地域」）は、2010年での集積面積率が20～40%と高いものの、近年は頭打ち状況になりつつあります。

これに対し、岩手、秋田、宮城、山形、長野、香川、福岡、佐賀および熊本の9県（「②後発型組織化急進地域」）は、いずれも2005年から10ポイント以上集積面積率を高めており、その中でも佐賀県での上昇度合いが41.8ポイントと突出しています。

このほか、2010年の集積面積率が全国平均を上回っているのは石川、三重、兵庫、鳥取、山口、愛媛および大分の7県（「③後発型組織化進行地域」）であり、2005年からそれぞれ2～8ポイント集積率を高めています。

なお、前述した「②後発型組織化急進地域」の9県のうち、秋田、山形、香川、福岡、佐賀および熊本の6県は、2005年までの水田農業の「中心的な担い手」層の形成タイプがいずれも「個別農家対応型」に位置づけられていた県であり（前掲第1図を参照）、ここ数年で「組織対応型」に急転換したとみられます。



第2図 2005年農業センサス以降における集落営農組織の農地集積状況

資料：集落営農実態調査結果（2005年、2010年）、農業センサス（2005年、2010年）。

注（1）集落営農組織のない東京都、神奈川県を除く。

（2）集積面積率は、集落営農組織の集積面積（経営耕地＋農作業受託面積）を農地経営体の経営耕地面積で除して求めた。

（3）2005年まで、●は「組織対応型」、▲は「組織・個別農家分担型」、■は「個別農家対応型」の都市県であったことを示す（第1図参照）。

水田農業の構造変化と地域性に関する 現地調査結果に基づく分析

～集落営農組織の動向と大規模個別経営との関係を中心に～

モデル対策・構造分析チーム

1. はじめに

農林水産政策研究所では、近年の農業構造変化の特徴とその地域性を明らかにするとともに、今後の課題を整理するために、平成22年度に、行政対応特別研究の枠組みで、主要な水田作地帯（19道県）で、集落営農組織の動向や組織と大規模個別経営との関係性について現地調査を実施しました。本稿では、同様の趣旨から実施した統計分析の結果（別掲（本誌、3、4頁）を踏まえ、これらのうちの9県における調査・分析結果から特徴的な動きを紹介します。

2. 分析結果の概要

① 戸別所得補償モデル対策（以下「モデル対策」という。）の実施により、対策加入集落営農組織数が全国的に増加する中で、県別にみると山形県、大分県、広島県のように、これまで米を集落営農組織の経営に取り込めなかった組織が多かった県に、対策加入組織数の増加が顕著にみられました。他方で、秋田県、佐賀県のように、集落営農組織の多くが、経営所得安定対策への対応のために立ち上げられ、米を経営に取り込んでいくような県では、対象加入組織数がほとんど変わらないという状況でした。

また、小規模な稲作農家が多い地域（大分県、広島県および福島県の中山間地域等）では、モデル対策における10a控除の措置⁽¹⁾が、集落営農の組織化のメリット措置として捉えられており、そのことが対策加入組織数を増加させる要因の一つとなっていました。（第1表）

② 同じような気候や生産体系であるにもかかわらず、隣接する佐賀県と福岡県、秋田県と山形県では、それぞれ近年新たに設立された集落営農組織の内実や展開の仕方に違いがみられました。

福岡県では、麦、大豆のみの集落営農組織が多く、米の経営への取り込みが課題になっていますが、米を取り込んだ集落営農組織では法人化が一定程度進展しています。これに対して、佐賀県では、集落営農組織の大部分が米を経営に取り込み協業化も進展していますが、組織的な取組が重層的に併存しており、法人化した組織は少ない状況です。

秋田県と山形県は、共に多くの認定農業者が集落営農組織に参加していますが、秋田県では、組織の法人化がある程度進展している一方で、特定農業団体に準ずる組織である組織の割合が高く、認定農業者が組織に参加し続ける意義をみい出せず、その脱退や脱退を機にした組織の解散等の事

第1表

県 名	共 通 点	21年産から22年産にかけての両対策加入集落営農組織数の変化
山形県、大分県、 広島県	21年産までは米を経営に取り込んでいない集落営農組織が多い	顕著な増加（20%以上）
佐賀県、秋田県	経営所得安定対策への対応のため米を経営に取り込んで設立された集落営農組織が多い	ほぼ同数（3%以内）

第2表

県 名	米を経営に取り込んでいる集落営農組織の割合	法人化率	既存の集落営農組織における当面の課題
佐賀県	94%	1%	法人化の推進（米を経営に取り込んでいる組織がほとんど）
福岡県	69%	12%	米の経営への取り込み（法人化は一定程度進展）

県 名	経営所得安定対策加入集落営農組織における特定農業団体の割合	法人化率	既存集落営農組織における当面の課題
秋田県	17%	14%	組織の再編（法人化は一定程度進展）
山形県	59%	8%	法人化の推進（組織内の認定農業者への農地の利用集積は進展）

第3表

県名	法人化率	法人化率が高い理由
富山県	23%	県の支援の歴史が長く、組織的な取組が進展した結果、法人化
広島県	28%	県が中山間地域の農業の担い手として「集落法人」を推進
大分県	28%	県が立ち上げられた組織を確固たるものにするため法人化を推進

第4表

県名	区分	農地の引き受け手	引き受け手の過不足
佐賀県、福岡県、富山県	組織化地域 (平地農業地域)	集落営農組織か大規模個別経営 (富山は「大規模企業法人」)	両者が棲み分け、規模拡大の余地が少ない状態
栃木県等	個別農家対応型	大規模個別経営	一部の地域で引き受け手が不足
広島県等	組織化地域	集落営農組織	中山間地域で引き受け手が不足

例が、まだ数は少ないものの一部でみられ、組織の再編が課題となっています。これに対して、山形県では、特定農業団体である組織の割合が高い地域があり、集落営農組織の解散も一部で見られますが、組織に参加している認定農業者への農地の利用集積が進展している組織も多くなっています。他方で、多くの組織で機械作業の協業化等の組織的な取組が停滞していて、平成19年度以降に法人化した組織は僅かしかいない状況となっています。(第2表)

- ③ 富山県、広島県、大分県では集落営農組織の法人化が進展していますが、その理由には違いがみられました。平地農業地域の多い富山県では、平成に入ってから集落営農組織数が安定的に増加しており、こうした歴史の長さが組織的な取組を進展させ、結果として法人化率の高さに結びついています。これに対して、中山間地域が多い広島県では、地域農業の担い手が不足している中で、「集落法人」⁽²⁾の設立を推進することで、大分県では、組織のリーダーのリタイア等を機に組織が壊れないよう、立ち上げられた組織を確固たるものにするため法人化を推進することで、それぞれ法人化率が高くなっています。

このように法人化が進展している地域がある一方で、佐賀県、山形県、栃木県のように集落営農組織数は増加したものの、法人化率が依然低い地域もあります。(第3表)

- ④ 水田農業における農地の引き受け手層への農地の利用集積については、引き受け手層が十分に確保されている地域もあれば、不足している地域もみられました。

組織化が進展した地域のうち、佐賀県、福岡県、富山県では、集落営農組織の立ち上げ等により、平地農業地域の多くの集落で、集落営農組織か個別大規模経営(富山県では「大規模企業法人」)のどちらかが営農している状況となっており、双方共に規模拡大余地が少なくなっている地域も増えています。

他方で、栃木県、福島県のような個別経営が農地の引き受けの中心の県では、引き受け手としての個別経営の層が薄い地域で、農地の引き受け手をいかに確保していくかが課題となっています。また、広島県のように中山間地域の多い県では、組織的な取組が盛んでも、県全体では農地の引き受け手が不足しており、佐賀県、福岡県、富山県、山形県のように、平地農業地域では農地の引き受け手が十分な数で立地している県でも、中山間地域では農地の引き受け手が不足しています。(第4表)

3. 今後の課題

- ① 農地の引き受け手に関する状況の違いにより、地域ごとに今後の地域農業の構造変化は異なる変化をみせると予想され、構造政策等を進めていく上でも、地域ごとに必要な支援策が異なってくると考えられます。
- ② 農地の引き受け手がない地域では、今後、農地の引き受け手を幅広く捉えて、多様な方法で地域社会を支えていく地域農業の担い手の確保に努める必要があると考えられます。
- ③ 地域によって異なる集落営農組織の特性を踏まえて、その経営発展に向けた支援を行っていく必要があります。特に、散見される長く活動が停滞している組織や維持・存続が困難な組織については、組織の再編を支援していく必要があると考えられます。

(文責：吉田行郷)

注

- (1) モデル対策の支払い対象面積から10a控除されるが、集落営農組織に参加すれば農家ごとの控除ではなく組織全体で10aのみ控除される。
- (2) 富山県では、1戸1法人、2～5戸からなる受託組織が法人化・大規模化した組織を「大規模企業法人」と称し、法人化した集落営農組織と区別している。

農業における人材確保・育成の動向と課題

—雇用就農者と独立就農者を中心に—

農業・農村領域主任研究官 江川 章

1. はじめに

近年、農業分野における雇用者の増加傾向を受けて、新規就農者のなかで雇用就農者の位置づけや評価が高まりをみせている。本稿では農業法人の幹部や農業の担い手として期待されている雇用就農者を主に考察し、それを含む新規就農者の分類とその特徴を整理した。また、雇用就農者の受け入れや就農支援を行っている農業法人、NPO法人の実態を分析している。こうした分析を踏まえて、農業における人材育成のあり方について検討を加える。

2. 新規就農者の類型とその特徴

新規就農を就農形態および経営形態で分類すると、就農形態では経営の継承と経営の創業、経営形態では農家型と非農家型に区分される（第1表）。経営継承には、農家世帯員を対象に従来型の経営継承が行われる自営農業就農者と、将来の幹部候補として農業法人に雇用される雇用就農者のタイプがある。構造政策の観点からみると、経営継承は既存の担い手（認定農業者や農業法人、集落営農等）が存在する地域で担い手を再生産する取組だといえる。

他方、経営創業には、新しく農家を創設し、経営を創業する新規参入者と、新規に農業経営を開始する農外企業等のタイプがある。農業経営の創業は、担い手不在の地域において新たな担い手を創出する取組であるが、創業時の経営・生活資源の確保が課題となるため、受け入れ側の支援が必要となる。

第1表 就農形態と経営形態からみた就農者のタイプ

区分		経営形態	
		農家型	非農家型
就農形態	経営継承	A 自営農業就農者 【57.4千人】	B 雇用就農者 【7.6千人】
	経営創業	C 新規参入者 【1.9千人】	D 農外企業等 【414法人】

注. A～Cの数値は農林水産省「農業構造動態調査」の2009年の数値。Dの数値は同省経営局調べによるリース方式（ただし、09年12月に廃止）での09年の参入法人数。

さらに、近年では前掲第1表に示した類型だけでなく、複数の類型にまたがるような動きがみられる（第2表）。第二創業は、後継者が自家経営とは別に経営を開始するものであり、いわば農家型継承を発展させたものである。他方、外部からの人材に対して経営継承を行う第三者継承は農家相続型の継承を克服するものだといえる。これらのほかにも、雇用就農者が農業法人から独立して経営を開始する独立就農の動きがある。

第2表 複数の類型にまたがる就農ルート

名称	第二創業	第三者継承	独立就農
分類上の動き	A→C	B→A C→A	B→C
内容	自家経営とは別に経営を開始（自営農業や農業法人の設立）	自家経営内に後継者がいない場合、経営外の人材に対して経営継承	雇用就農者を経て独立就農（自営農業や農業法人の設立）
特徴	創業的要素を取り込んだ農家型継承の発展	外部人材を活用した相続型継承の克服	農業法人のインキュベータ機能

注. 表中の「分類上の動き」で示しているA、B、Cは第1表の分類を指す。

3. 独立就農者に対する農業法人等による支援

以上の類型のうち、近年、若青年の新規就農者の中で一つの層を形成している雇用就農者とその派生形態である独立就農者に着目する。その動向をみると、雇用就農者は2006～09年では6～8千人台で推移し、09年では39歳以下の新規就農者の3割を占めている（農林水産省「農業構造動態調査」）。また、雇用就農者から独立就農に至る就農ルートは、資金力に乏しい若青年が新規参入する際に活用されている。

こうした動向の背景には、農業分野における国の雇用対策の強化や経営戦略上の理由により、外部からの人材を積極的に受け入れる農業法人等が増加し

ていることが挙げられる。雇用就農者を受け入れ、その独立を支援する農業法人等の目的は販売ロットを確保するためのネットワークの形成（フランチャイズ方式）や、社会貢献の一環としての農業者育成にある。

そこで、以下で雇用就農者の受け入れと独立就農者の育成に取り組んでいる農業法人等の実態をみておく。ここでは、農業法人等の経営と研修との関係から分類し、経営本体の労働力編成のなかに雇用就農者や研修生を置き、そのキャリア形成と独立就農を支援する「一体型」と、経営本体から研修部門を切り離してNPO法人を設立し、そこで研修を実施する「分離型」の事例を紹介する。

まず、「一体型」の事例として、業務用野菜の契約栽培を主軸とする有限会社Aをみる。同社における研修の特徴は、短期研修から長期研修、その後の社員へと至る段階的な研修を実施しているところにある。段階が進むにつれ、研修内容は農作業だけにとどまらず、営業や労務管理、資材発注等にも及ぶ。研修が高度化するに従い、研修生は徐々に経営能力を身につけるため、将来的な独立はもちろん、会社幹部になることも可能である。なお、独立方法には、有限会社Aの栽培方法に基づき、同社主義で出荷する形態（フランチャイズ化）のほかに、同社とは全く関わりなく、他地域で就農する形態もある。後者の場合は、有限会社Aの代表取締役が現地で関係機関との調整にあたり、就農予定者をサポートする。

次に、「分離型」の事例として、農事組合法人B（米・麦・大豆・野菜等の一戸一法人）と、それが母体となって設立したNPO法人Bをみておこう。農事組合法人Bは、これまで「一体型」の研修を実施してきたが、研修生が増加するにつれ、労務管理上で経営本体の業務と研修業務とを区分する必要性が生じた。そこで、経営本体の世代交代を契機に、前経営者を代表とするNPO法人Bを研修部門として設立した。ここでは栽培技術だけでなく、機械操作や座学等の研修も実施している。研修2年目には一定面積の団地を任せる農場長制度を導入し、独立時の経営感覚を磨く機会を設けている。また、関係機関や農業者、地域住民にNPO法人の役員・会員になってもらうことで、地域から様々な協力（たとえば、農地や住宅の情報提供など）を引き出している。いわば、NPO法人Bは地域に開かれた研修を実施する場として機能しているのである。

4. まとめ

以上のように、両事例とも経営本体の機能を生かした段階的かつ総合的な実地研修によって経営者教育を行っている。その点では、雇用就農者の経営能力の向上を図り、その独立を支援する農業法人やNPO法人のインキュベータとしての役割は大きい。そうした共通点のうえで、研修を経営に内包した「一体型」では独立就農者と幹部養成が可能であり、「分離型」では独立就農者を育成するにあたり、NPO法人を通じて地域や関係機関からの協力が得られるという特徴を有している。

今後は、こうした農業法人等の役割を評価・活用し、雇用就農者を入り口にして、独立就農者を生み出す対策を充実させていく必要がある。そのためにも、第1に、独立就農者を養成する手法を開発・普及し、指導能力を備えた農業法人等を育成することが課題となる。いわば雇用者から経営者への成長を促すために、受け入れ側・指導側の環境整備を図ることである。

第2に、農業法人は実践的な研修によって経営者を養成し、全国各地に人材を輩出しているものの、現地での経営資源のサポートまでは手が届きにくいという問題がある。その一方で、現地では新規参入者の経営・生活資源の確保について各種事業を実施している市町村が存在する。こうした経営・生活資源の支援を行う市町村（公的機関）と人材育成を担う民間部門との連携（広域連携も含む）について考察する必要がある。

第3に、新規参入者は、所得の少なさや技術の未熟さといった就農後の経営状態に問題を抱えていることから、就農後の経営改善を図ることも大きな課題である。独立就農者を養成する農業法人のなかには、独立時に出資することによって就農後の経営に直接関与し、経営上のアドバイスを行う法人も存在する。こうした出資による新規参入者の支援のあり方も独立就農者のアフターケアという点で分析することが重要である。

最後に、本稿では雇用就農者や独立就農者を中心にした人材育成の現状や課題を考察したが、これら以外にも農村振興や地域活性化に関わる人材問題も検討していく必要がある。その観点からみれば、地域からの協力を引き出しやすいNPO法人は、農村活性化を担う人材を育成する組織として期待できる。今後は農業におけるNPO法人の役割についても分析を重ねていきたい。

ブラジルの食料需給と農産物貿易

食料・環境領域上席主任研究官 清水 純一

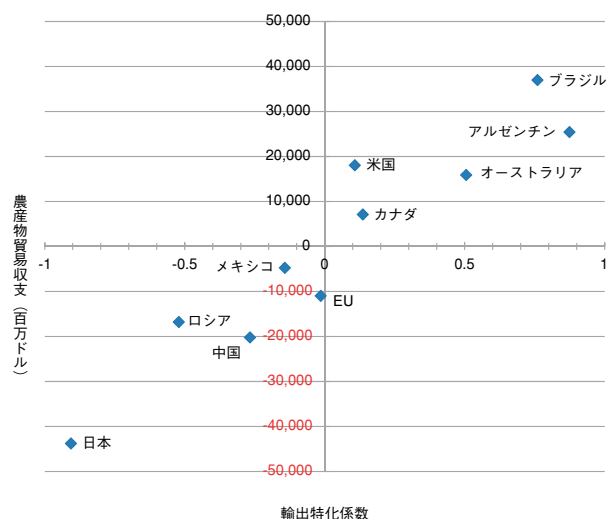
1. 世界一の農産物輸出国ブラジル

本稿は農林水産政策研究所で2008年度から3年間実施されたプロジェクト研究『世界食料需給の中長期的な見通しに関する研究』のうち、ブラジルの食料需給に関する研究成果を紹介するものである。

FAO（国連食糧農業機関）によれば、ブラジルは2001年にオーストラリアを抜いて以降、世界一の農産物純輸出国の座を維持しており、世界有数の食料供給国である。ちなみに、2007年の場合、2位が同じ南米のアルゼンチンで3位が米国である。

ただし、同じ農産物純輸出国といってもブラジルやアルゼンチンと米国では農産物貿易において輸出に特化している度合いが異なっている。第1図を見ると、ブラジル・アルゼンチンは輸出特化係数が1に近く、農産物貿易が極端に輸出に偏っているのに対し、米国の輸出特化係数はゼロに近く、輸出と輸入がほぼ均衡し、農業における産業内貿易の比率が高いという特徴がある。日本はこの図の中でもブラジルと対称の位置にあり、世界一の農産物貿易赤字国であると同時に輸出特化係数もほぼ-1に近い値である。ブラジルと日本が反対にあるのは地球上の地理的位置だけではなくさそうだ。

このように、ブラジルは世界の農産物貿易で最も重要な供給者であり、日本が食料の安定供給を考えるうえで避けて通れない国なのである。



第1図 輸出特化係数と農産物貿易収支（2007年）

資料：FAOSTATにあるAgricultural Productsの輸出入データ（金額）から筆者が計算。

注：輸出特化係数とは貿易収支を貿易量（輸出＋輸入）で割ったもので、値（-1～1）が高いほど輸出に特化している。また、絶対値が小さいほど産業内貿易の程度が高い。対象にしたのは貿易量が多い上位10カ国である。

2. 主要製品の自給率

ブラジルが農産物貿易大国であるといっても、すべての品目に輸出余力があるわけではない。穀物で自給率が100%を超え、輸出余力があるのは大豆とトウモロコシだけである。

大豆は2000年代初頭に生産量が5,000万トンを超え、その年度以降トウモロコシを抜いて最大の生産量の作物になっている。大豆の自給率は1990年代後半から急上昇し、2009年の自給率は189%に達している。トウモロコシは21世紀になってから自給を達成し、輸出国に転じ、今は自給率も120%に達し、恒常的な輸出国になっている。コメは自給に若干足りない状態だが小麦は生産量が国内消費量の半数にも満たず、大量にアルゼンチンから輸入している。

食肉自給率（2009年）は鶏肉141%、牛肉121%、豚肉129%とすべて高く、鶏肉と牛肉は世界一、豚肉は世界4位の輸出国になっている。豚肉の場合、一部の地域で口蹄疫が発生しているため主要先進国に輸出されていなかったが昨年米国が一部州からの輸入を解禁したため、この動きが他国まで広がれば輸出量が増加する可能性がある。

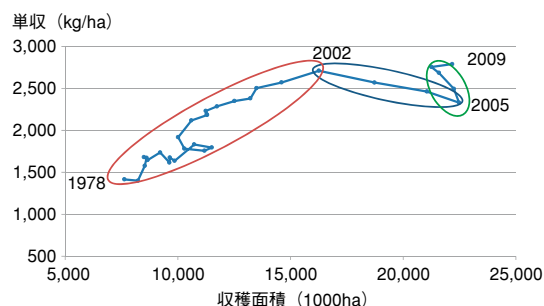
次に穀物の2大品目である大豆とトウモロコシについて生産拡大の要因を見てみよう。

3. 大豆とトウモロコシ、拡大の要因

（1）大豆生産拡大の要因

1976/77年度には1,215万トンであった大豆の生産量は2009/10年度には6,869万トンと33年間で5.7倍という驚異的な増産が実現されている。このうち、中西部での増産が55%を占めた。中西部では1970年代半ばからセラード（サバンナに似た植生）において大豆の生産が本格化し、現在はブラジル最大の生産地になっている。

この大豆生産量の増加要因を探るため、収穫面積と単収との関係を描いた第2図を見ると、大豆生産量の拡大課程が三つの時期に分けられることがわかる。まず、1980年代後半から2002年にかけては収穫面積と単収が双方増加しながら生産量が増えている。



第2図 大豆の収穫面積と単収の関係

資料：食料供給公社（Conab）資料より筆者作成。

る。ところがその後2005年までは単収が低下し、それを収穫面積の増加で補って生産量が増加している。それ以降は、逆に収穫面積が減少・停滞しているところを単収の増加が補って生産量が増加しているように変化してきている。

このように全国的にみるかぎり、大豆の収穫面積の拡大は2005年くらいで一服した感がある。なお、この期間の大豆の単収の年平均伸び率を計算すると2.1%になる。

(2) トウモロコシ生産の推移

ブラジルのトウモロコシ生産には、日本でいう二毛作における表作にあたり大豆の競合作物となる第1作と大豆の裏作にあたる第2作がある。第1作は主として南部で作付けされ、第2作は中西部が中心である。

生産量合計はこの30年間で1,944万トンから5,597万トンへと2.9倍に増加している。1990年代以前は生産量のほとんどが第1作によるものであったが、1990年代後半から第2作の生産量が伸び始め、現在全生産量に占める第2作の割合は約4割にまで達しており、「裏作」の域を超えた存在になっている。

生産量がこのように大幅な増加を示しているのに対し、収穫面積にはほとんど変化がなく、同期間に1,167万haから1,297万haへと11.1%増加したにすぎない。第1作の面積は33%減少しており、この部分を第2作の増加（36%増）で補う形になっている。第2作の収穫面積の割合は40%にまで達している。

次に第1作、第2作別に収穫面積と単収の生産量拡大に対する寄与率を計算したのが第1表である。これによると、全体の収穫面積が減っているために面積要因がマイナス5.5%となり、単収要因が105.5%とそれを補っている。

第1作と第2作別の生産量では第2作の貢献が大きくなっている。さらに、第1作、第2作別に単収要因と面積要因を見てみると、第1作の場合、収穫面積が減少しているため面積要因の寄与率はマイナスであり、単収の大幅な上昇によって増加している。これに対し、第2作の場合は単収と面積双方がプラスに貢献しており、面積の寄与率が単収よりも若干上回っている。

トウモロコシの場合、第1作中心の南部と、第2作中心の中西部では作付けの誘因が異なるものになっている。南部では米国のコーンベルト地帯の農家のように、大豆とトウモロコシの相対価格を考慮して作付面積を決定している。これに対して、中西部では連作障害を避ける意味で、マメ科である大豆の後にイネ科のトウモロコシを植えているため、大豆との相対価格は南部ほど重視されていない。したがって、この二つの地域の農家行動は分けて考える必要がある。

このように、中西部でトウモロコシ生産が増加するに従い、食肉加工産業の中には南部から中西部へ工場を移転する例が出ている。飼料の産地近くに立地して、インテグレーションを強化してコストダウンを計るのが主目的である。

第1表 トウモロコシ生産量増加の要因分析

	第1作	第2作	合計
単収要因	77.4%	28.1%	105.5%
面積要因	-40.9%	35.3%	-5.5%
合計	36.6%	63.4%	100.0%

資料：Conab資料により筆者計算。

4. 農産物貿易

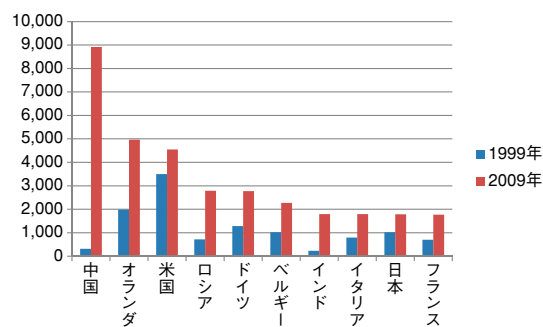
1999年と2009年の2時点をとって、主要輸出品目と輸出先の変化を見てみよう。全体の輸出金額は1999年の205億ドルから2009年の648億ドルへと僅か10年で3.2倍という急激な伸びを示している。

品目構成にも変化がみられる。この10年間でシェアが増加しているのは、大豆関連製品（大豆粒、大豆油、大豆ミール）、食肉、砂糖・エタノール、穀物・粉製品である。なかでも注目されるのは食肉のシェアで、9.5%から18.2%へと8.7ポイントも増加し、大豆関連製品と合計すると2009年の輸出金額の約45%を占め、大豆と並ぶブラジル農産物輸出の牽引車になっている。これに対して、木材、コーヒー、革製品、タバコ、果汁といった伝統的輸出品の輸出金額そのものは増加しているものの、シェアで見ると低下しており、所得弾性値が高い品目への交代が起きていることがわかる。

次に第3図で輸出相手国の変化を見てみよう。注目されるのは中国、ロシア、インドというBRICsへの輸出の伸びが著しいことである。特に中国への輸出金額は10年間で27.8倍にもなり、そのシェアは1.56%から13.77%へと12ポイント以上も上昇し、米国を抜いてブラジル最大の農産物輸出先になった。また、同期間にロシアへの輸出は3.9倍、インドへは7.6倍となり、中国も含めたこの3カ国のシェアは21%に達している。

これに対して、1999年には全体の17%を占め、ブラジルにとって最大の農産物輸出国であった米国のシェアは2009年には7%にまで下落している。欧州全体のシェアも低下している。

このように輸出面では中国への依存度が急速に高まっているが、輸出の内容は大豆関連製品が4分の3を占め、貿易構造が大豆に偏ったいびつなものになっている。ロシアへの輸出は食肉と砂糖（粗糖、精製糖）がメインで、この2品目で全体の90%になる。インドへは毎年安定的に大豆油を輸出している。



第3図 主要輸出相手国の変化

資料：ブラジル農務省（MAPA）。

5. ブラジル農業のアキレス腱

このように破竹の勢いで発展してきたブラジル農業であるが、問題がないわけではない。既に述べたように、ブラジルにおける穀物生産の中心地は南部から中西部に移行している。しかし、輸出港は南部の港のままのため、産地からの輸送距離が長くなるとともに、トラック輸送が主流のため、運搬費用が高く、国際競争力を低下させている。また、港における積み出し機能も輸血量増加に見合うように増強されていない。この輸送インフラの未整備を解決しない限り、今までのようにブラジル農産物の輸出増が続くことは難しいと思われる。

米国農務省による農産物等需給予測 (USDA Agricultural Projections to 2020) の概要

食料・環境領域主任研究官 小泉 達治

1. はじめに

米国は世界最大の食料輸出国であり、米国の農業関係者にとって、米国国内のみならず世界の食料需給動向は大きな関心事項となっている。このため、米国農務省では米国の農業政策に要する財政支出を予測するとともに、米国の農産物需給および世界の農産物需給についての中期的展望予測を例年、公表している。1971年には、多品目および多数国を対象とする連立方程式需給予測モデル (Grainモデル) による1980年までを対象とした世界の食料需給予測を行った (大賀 1998)。それ以降、米国農務省はGOL (Grains, Oilseed and Livestock) モデル、SWOPSIM (Static World Policy Simulation) モデル等を用いた世界食料需給予測の公表を行った (小泉 2007)。そして、現在では、FAPSIM (The Food and Agricultural Policy Simulator) モデルによる米国における農畜産物の需給状況および価格等についての中期予測を毎年、発表している。なお、世界の穀物等の需給については、生産量、需要量、期末在庫量、国際価格は公表されておらず、貿易量のみ公表されている。

2011年2月には“USDA Agricultural Baseline Projections to 2020” (以下「2011年ベースライン予測」と言う。) が公表され、農産物 (とうもろこし、ソルガム、大麦、オート麦、小麦、米、綿花、大豆、大豆油、大豆ミール、砂糖)、園芸作物 (果物等、野菜等)、畜産物 (牛肉、豚肉、鶏肉、七面鳥、鶏卵、乳製品) を対象に2009/10年度をベース年として、2020/21年度までの生産量、需要量、輸出入量、期末在庫量、生産者価格を公表している。また、主要農畜産物 (とうもろこし、ソルガム、大麦、小麦、大豆、大豆ミール、大豆油、米、綿花、牛肉、豚肉、鶏肉) については、世界主要国・地域 (品目により対象国・地域は異なる。小麦の場合は、28カ国・地域を対象) を対象に貿易量の予測値が公表されている。なお、本稿では、これらの農畜産物等の需給予測のうち最も注目を集めている穀物および大豆の需給予測を中心に報告したい。

2. 米国における主要穀物等需給予測の概要

(1) 需給予測の前提条件

2011年ベースライン予測では、以下のいくつかの条件を前提としている。まず、平年並みの天候や過去の農業技術水準が予測期間中も継続することに加え、農業政策では、「2008年農業法」 (Food, Conservation and Energy Act of 2008) が予測期間中継続されることを見込んでいる。マクロ経済面では、世界における実質経済成長率は2011年から2020

年にかけて年平均で3.4%増加し、うち米国経済については、同2.6%増加することを前提としている。また、予測期間中、「ドル安」が進行することも前提としている。さらに、世界人口については予測期間中年平均1.0%増加、うち米国は同0.8%増加することを前提としている。さらに、国際原油価格 (Refiner acq.cost, imports Price) は、2020年には、110.8ドル/バレルとなることを前提としている。

(2) 米国における主要穀物等需給予測

① 需給の概況

米国のとうもろこし生産量については、2009/10年度から2020/21年度にかけての予測期間中、年平均1.4%増加することを予測している (第1表)。また、米国のとうもろこし需要量は同1.4%増加する。飼料向けとうもろこし需要量は予測期間中、年平均1.5%増加となっている。また、とうもろこし輸出量は、同1.5%増加する予測となっている。また、期末在庫量は同2.9%減少することを予測している。また、バイオエタノール向けとうもろこし需要量は同1.7%増加する。国内とうもろこし需要量に占めるバイオエタノール需要量の割合は、2009/10年度の41.2%から2020/21年度には42.7%に増加することを予測している。このため、バイオエタノール需要量は、今後ともとうもろこし需給に影響を与えていくことを示している。

小麦生産量は、2009/10年度から2020/21年度にかけて年平均0.8%減少し、需要量は同1.0%増加することを予測している (第2表)。また、予測期間中、輸出量は同0.2%増加し、期末在庫量は同3.7%減少することを予測している。大豆生産量は、2009/10年度から2020/21年度にかけて年平均1.0%増加、搾油量は予測期間中、同0.5%増加することを予測している (第3表)。予測期間中、輸出量は同1.5%増加、期末在庫量は同2.6%増加することを予測している。

② 価格等の推移

とうもろこしの生産者価格は、2009/10年度の3.55ドル/ブッシェル (1ブッシェル=25.4kg、小麦・大豆=27.2kg) から2020/21年度には、4.25ドル/ブッシェルに上昇することを予測している。大豆の生産者価格は2009/10年度の9.59ドル/ブッシェルから2020/21年度には、10.35ドル/ブッシェルに上昇する。小麦の生産者価格は2009/10年度の4.87ドル/ブッシェルから2020/21年度には、5.60ドル/ブッシェルに上昇する。また、米国のCPI食料価格指数は、農産物価格やエネルギー価格上昇を反映して、予測期間中年平均2.2%増加することを予測している。

また、2011年ベースライン予測では、今後の「ドル安」により、米国の農産物輸出は拡大することが予測されているため、米国の農産物輸出額は予測期間中、年平均2.2%増加する。さらに、これを受けて、米国の農産物現金受取額は、年平均1.8%増加、米国

第1表 とうもろこしの需給予測 (米国)

	2009/10年度 (百万トン)	2020/21年度 (百万トン)	2009/10-2020/21年度 年平均増加率 (%)
生産量	333.0	388.1	1.4%
需要量	281.9	328.7	1.4%
うちバイオエタノール向け	116.0	140.3	1.7%
うち飼料向け	150.8	177.5	1.5%
輸出量	50.5	59.7	1.5%
輸入量	0.2	0.3	2.0%
期末在庫量	43.4	31.5	-2.9%

資料：USDA, USDA Agricultural Baseline Projections to 2020, USDA, OCE-2011-1, 2011. より作成.

第2表 小麦の需給予測 (米国)

	2009/10年度 (百万トン)	2020/21年度 (百万トン)	2009/10-2020/21年度 年平均増加率 (%)
生産量	60.3	55.2	-0.8%
需要量	30.9	34.7	1.0%
輸出量	24.0	24.5	0.2%
輸入量	3.2	3.5	0.8%
期末在庫量	26.5	17.6	-3.7%

資料：USDA, USDA Agricultural Baseline Projections to 2020, USDA, OCE-2011-1, 2011. より作成.

第3表 大豆の需給予測 (米国)

	2009/10年度 (百万トン)	2020/21年度 (百万トン)	2009/10-2020/21年度 年平均増加率 (%)
生産量	91.4	101.6	1.0%
搾油量	47.7	50.3	0.5%
輸出量	40.8	48.0	1.5%
輸入量	0.4	0.3	-3.6%
期末在庫量	4.1	5.4	2.6%

資料：USDA, USDA Agricultural Baseline Projections to 2020, USDA, OCE-2011-1, 2011. より作成.

の農家純所得は同3.4%増加することを予測している。

(3) 国際貿易動向

① 小麦

米国の小麦輸出量は2009/10年度から2020/21年度にかけての予測期間中、年平均0.2%の増加となり、世界の小麦輸出量に占める米国の割合は2009/10年度の17.7%から2020/21年度の15.7%に減少することを予測している。ロシアの小麦輸出量は、2010/11年度は前年度に比べて、78.5%減少するものの、2011/12年度以降増加し、予測期間中、年平均2.1%増加することを予測している。

② とうもろこし

米国のとうもろこし輸出量は2009/10年度から2020/21年度にかけて年平均1.5%増加し、世界のとうもろこし輸出量に占める米国の割合は2009/10年度の54.5%から2020/21年度には52.7%と減少するものの、米国は世界最大のとうもろこし輸出国として推移することを予測している。また、アルゼンチンのとうもろこし輸出量は予測期間中、年平均1.4%増加、ブラジルの輸出量は同0.5%の減少となることを予測している。一方、中国は予測期間中、とうもろこしの純輸入国となり、2020/21年度の純輸入量は7.9百万MT（メトリックトン）となることを予測している。

③ 大豆

米国の大豆輸出量は2009/10年度から2020/21年度にかけての予測期間中、年平均1.5%と増加し、世界の大豆輸出量に占める米国の輸出量の割合は、2009/10年度の44.1%から2020/21年度の36.5%と減少することを予測している。一方、ブラジルの生産量については、収穫面積の増大から今後も大豆生産が拡大し、ブラジルの大豆輸出量は予測期間中年平均5.1%増加することを予測している。そして、アルゼンチンの大豆輸出量も同2.7%増加することを予測している。2011年ベースライン予測では、2019/20年度

以降、ブラジルが世界最大の大豆輸出国となることを予測している。また中国の大豆純輸入量は、予測期間中、年平均、5.2%増加し、2020/21年度においては、87.8百万MTに達することを予測している。

3. おわりに

2011年ベースライン予測結果では、昨年の予測（2010年ベースライン予測）に引き続き、「ドル安」は予測期間中も継続し、「ドル安」が米国の農産物輸出拡大を促すことを強調している。このため、米国の農産物輸出額および米国の農家純所得は予測期間中、着実に増加することを予測している。これらの点は、今後の米国農業にとって極めて重要な意味を持つ。総じて、米国農務省による2011年ベースライン予測の結果を見る限りは、例年どおり、世界最大の穀物等輸出国である米国の輸出量は着実に増加し、世界の「穀物等供給基地」として、今後も問題なく国際市場に対して穀物等を供給し続けるという強いメッセージを伝えている。ただし、米国農務省による需給予測は、農畜産物輸出国の立場から、米国と利害関係にある国・地域における需給に焦点を当てた予測であることに十分、留意する必要がある。このため、2011年ベースライン予測のように、食料輸出国からみた世界食料需給予測に対して、食料輸入国の立場から予測を行った農林水産省の予測結果も踏まえて、今後の世界農畜産物需給の未来像を考えていく必要がある。

<引用・参考文献>

- 小泉達治 (2007), 「米国農務省における穀物等中期需給予測の概要」, 食料と安全, 第5巻第6号。
大賀圭治 (1998), 「2020年世界食料需給予測」, 農山漁村文化協会。
USDA (2011), "USDA Agricultural Baseline Projections to 2020", USDA, OCE-2011-1, 2011.

農業分野における障害者就労と農村活性化 —農家と社会福祉法人、NPO法人等の連携にむけて—

農業・農村領域 研究員 飯田 恭子

1. 研究の背景と目的

近年、社会福祉法人やNPO法人等の運営する福祉施設が、農業分野へ進出等することによって、農業分野における障害者就労が、拡大しているとみられます。

こうした福祉施設の取組を発展させ、農村活性化に効果的に結びつけるため、農業分野における障害者就労の課題を明らかにし、それらを解消する方途を探ることが、本研究の目的です。

2. 福祉施設における農業分野の障害者就労

本研究では、知的障害者と精神障害者を中心に、様々な障害者の取組を対象に調査を実施しています。障害者は、農業生産に関わる仕事をしたり、就労訓練で農作業を行ったりしています。農業分野における障害者の就労先には、農家や農業生産法人等、特例子会社、福祉施設がありますが、本報告では、福祉施設の取組について、詳しく見ていくこととします。

福祉施設では、野菜や花卉、米、果樹、養鶏、畜産等、様々な品目が生産されています。また、複数の品目を生産する施設や、農産物の直売や加工等も手がけて、多角的に取組を展開する施設も多く見られます。

障害者就労の作業内容を公表している道県のデータによると、農業に取り組む福祉施設は、3割前後を占めています。

3. 福祉施設による取組の実態

実態調査では、福祉施設が、農作業が障害者の身体、精神に良い影響を及ぼすということで農業を始めた例が多く見られます。また、農産物の生産だけでなく、農産物の販売や加工等、多角的な取組を行う施設も多く見られます。

なかには、福祉施設が農業生産法人等を別途設立して、本格的に農業に取り組むケースも見られます。

しかし、多くの福祉施設では、農業分野における障害者の就労にあたって、農地の確保、農業技術の習得、農業経営等の面で数々の課題を抱えています。

4. 取組による農村活性化の効果

先進的な取組では、福祉施設が地域の農業者と連携して、互いの知見、設備等を有効に活用し、前記の諸課題を解決してきています。その結果、障害者と障害者をサポートする福祉施設の職員が、福祉行政のもとで、農業分野で多数就労しています。

また、障害者が、高齢化した農家の農地活用や援農を通して、地域の農業生産に貢献しているのも特徴です。

さらには、福祉施設が、農産物の直売や加工、調理に多角的に取り組むなかで、地域の農業者や住民、ボランティアの人たちと積極的に交流する例も見られます。こうした地域の人々の交流が、就労の場の拡大や農地の活用といった、農村活性化の効果を生み出す土台となっていると考えられます。

5. 福祉施設が農業に取り組む際の課題

福祉施設による農業分野の障害者就労では、福祉施設と農業者の連携、つまり個別的な対応による連携のみでは、十分な解決が難しい課題が残されています。

例えば、福祉と農業双方の知見を持つスタッフが必要とされています。その養成や所属先、人件費等の分担等が課題です。また、農地の有効活用の円滑化には、社会福祉法人や農業委員会等の農地制度のよりいっそうの理解向上が必要とされています。

また、これら諸課題にも関連し、社会福祉法人等の農業分野への進出を農村活性化に結びつけるためのより大きな枠組みとして、社会福祉法人やNPO法人等が、農業の制度を活用でき、農家や農業生産法人等が、福祉の制度を活用できるような、農業と福祉の制度面での連携を検討する必要があることも指摘しなくてはなりません。

6. おわりに

地方では、地域経済が停滞する中で、雇用等の場の確保が困難な状況が続いており、今後、社会福祉法人等の農業分野への進出や多角化が増加すると見込まれます。また、農業者の高齢化が進み、農業生産者の不足も深刻化していくと考えられます。

このため、社会福祉法人等の農業分野への進出が、地域における就労の場の拡大や農地の活用等に結びつくよう、農業と福祉が連携し、農業分野における障害者就労の課題を解消していくことが、今後、益々重要になっていくと考えられます。

農業における人材確保・育成の動向と課題

農業・農村領域主任研究官 江川 章

本報告では、新規就農者を分類し、それぞれの特徴を整理したうえで、農業における人材育成のあり方について提示しました。

まず、新規就農を就農形態で分類すると、経営継承と経営創業に区分できます。経営継承には、農家世帯員を対象に従来型の経営継承が行われる自営農業就農者（農家型継承）と、将来の幹部候補として農業法人に雇用される雇用就農者（非農家型継承）の二つのタイプがあります。構造政策上、経営継承は既存の担い手（認定農業者や農業法人、集落営農等）が存在する地域における担い手再生産の取組だといえるでしょう。

他方、経営創業では、新しく農家を創設し、経営を創業する新規参入者（農家型創業）と、農業法人として新しく農業経営を開始する農外企業等（非農家型創業）のタイプがあります。いずれも担い手不在の地域において新たな担い手を創出する取組ですが、創業時の経営・生活資源の確保が課題となります。そのため、受け入れ側の支援が不可欠です。

さらに、近年では上記の類型をまたがるような就農パターンが出現しています。たとえば、後継者が自家経営とは別に経営を開始する第二創業（自営農業就農者による経営創業）や、自家経営内に後継者がいない場合、外部からの人材に対して経営継承を行う第三者継承（非農家子弟による経営継承）が挙げられます。

以上の類型のうち、近年、若手の新規就農者の中で一つの層を形成している雇用就農者に着目します。その動向をみると、雇用就農者は06～09年では6～8千人台で推移し、09年では39歳以下の新規就農者の3割に達しています。農業分野における雇用対策の強化や受け入れ側の経営戦略上の理由により、外部からの人材を積極的に受け入れる農業法人等が増加していることが背景にあるといえます。

さらに、いったん雇用として入った者が農業法人から独立して経営を開始する独立就農のケースも増加傾向にあります。独立就農を支援する農業法人は、販売ロットを確保するためのネットワークの形成（フランチャイズ方式）や、社会貢献の一環とし

ての農業者育成を目的としています。その研修方法には経営内の労働力編成のなかに研修生を位置づけ、キャリア形成を図る「一体型」のほか、近年では経営から研修部門を切り離し、NPO法人を設立する「分離型」がみられます。いずれも経営本体の機能を生かした段階的かつ総合的な実地研修による経営者教育が行われているところが共通しています。経営能力の向上を図り、独立を支援する農業法人のインキュベータとしての役割が重要だといえるでしょう。そのうえで研修生を経営に内包した「一体型」では独立就農者と幹部養成が可能であり、「分離型」にはNPO法人を通じて地域との関係を深めるという特徴を有しています。

今後は、こうした農業法人の役割を評価・活用し、雇用就農者を入り口にして、独立就農者を生み出す対策を充実させていく必要があります。そのためにも、第1に、独立就農者を養成する手法を開発・普及させ、指導能力を備えた農業法人を育成することが課題だといえます。いわば雇用者から経営者への成長を促すための受け入れ側・指導側の環境整備を図ることです。

第2に、農業法人は実践的な研修によって経営者を養成し、全国各地に人材を輩出しているものの、現地での経営資源のサポートまでは手が届きにくいという問題があります。他方、現地では新規参入者の経営・生活資源の確保について各種事業を実施している市町村が存在します。こうした経営・生活資源の支援を行う市町村（公的機関）と人材育成を担う民間部門との連携（広域連携も含む）について検討する必要があります。

第3に、新規参入者は、所得の少なさや技術の未熟さといった就農後の経営状態に問題を抱えていることから、就農後の経営改善を図ることも大きな課題です。独立就農者を養成する農業法人のなかには、独立時に出資することによって就農後の経営に直接関与し、経営上のアドバイスを行う法人も存在します。こうした出資による新規参入者のサポートのあり方も独立就農者のアフターケアという点で分析していくことが重要だといえるでしょう。

2020年の世界の食料需給見通し

—世界食料需給モデルによる予測結果—

政策研究調整官 株田 文博

1. はじめに

農林水産政策研究所では、平成20年度より実施中の世界の食料需給に関するプロジェクト研究の一環で開発した世界食料需給モデルを用い、2020年における世界の食料需給見通しに関する定量的な予測分析を行いました。

2. 試算の前提と本年度の改良点

予測の前提となる人口は、国連による世界人口予測に基づき、2020年の世界人口を77億人と推計し、経済成長については、世界銀行によるGDP、IMFによる実質経済成長率に基づき推計しています。

また、耕種作物について現状の単収の伸びが継続し、収穫面積（延べ面積）の拡大についても特段の制約がないという前提をおいています。さらに、各国のバイオ燃料への支援政策が、今後も継続することを前提としています。

本予測結果は、これらの前提を基に、各国政策の変更がなく、今後も平年的な気象状況が続いた場合の姿を示したものであり、「ベースライン予測」と言われるものです。

なお、本年度は、世界食料需給モデルの各種パラメータ等について精度を向上させるとともに、バイオ燃料原料用の農産物の需給について、昨年度のとうもろこしを原料とするバイオエタノールに引き続き、当研究所の最新の研究成果を活用して、大豆を原料とするバイオディーゼルの需給に係る方程式をモデル内に組み込み、内生化させる改良を行っています。

3. 世界の穀物等の需給見通し

世界的な金融危機による世界経済の低迷後、世界の経済成長は回復しつつありますが、不確実性を抱え、先進国を中心に経済の成長に脆弱性が見られる一方、新興国・途上国が今後とも高い水準で経済成長し、世界経済を牽引すると見込まれています。これを前提とすると、世界の食料需給は、中長期的には人口の増加、所得水準の向上等に伴うアジアなど新興国・途上国を中心とした食用・飼料用需要の拡大に加え、バイオ燃料原料用の農産物の需要の継続的な増加も要因となり、今後とも穀物等の需要が供

給をやや上回る状態が継続する見通しであり、食料価格は2007年以前に比べ高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する見通しです。

4. 食料の偏在化の傾向が拡大し三極化

世界の穀物の消費量は、アジア、アフリカを中心に各地域とも増加し、2020年までの12年間で5億トン増加し27億トンに達する見通しです。小麦及び米は、主に食用需要の伸び、とうもろこしの消費量は、主に飼料用とバイオ燃料原料用の需要の伸びにより増加すると見込まれます。生産量も各地域で増加するものの、特にアジア、アフリカ、中東では消費の伸びに追いつかない見通しです。この結果、地域別の食料貿易構造は、①高い輸出競争力を維持する北米、オセアニア、②輸出市場で台頭する中南米、欧州、③輸入依存度を高めるアフリカ、アジア、中東に三極化し、食料の偏在化の傾向は引き続き拡大する見通しです。

5. 需要・供給の両面で台頭する新興国・途上国の動向

需要面における新興国・途上国の特徴的な動向としては、①中国で搾油用需要等により引き続き大豆の輸入量が増加し2020年の輸入シェアが5割を超え、また肉類の消費量が大幅に増加するため、2020年には生産量も約91百万トンまで増大するものの9百万トン程度輸入する見通しです。②アフリカについては、人口増、経済成長により穀物輸入を80百万トン程度まで増大する見通しです。③インドでは、中国のような急激な食生活の変化は見られず、穀物主体の消費が継続し、おおむね国内自給を維持する見通しです。

供給面では、①ロシアが異常気象等で不安定ながら小麦生産を拡大し、2020年の小麦の輸出シェアが19%程度に達する見通しです。②ブラジルは、アマゾン熱帯雨林以外でも1.5億ha程度の農業的低未利用地があり、穀物、大豆の生産を大幅に拡大する見通しです。

今回の震災で犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

想定を超える災害だったと言われる。科学技術を尽くしてきたはずの想定をあっさり超えられた事実謙虚になるほかなく、同時に、科学技術の探求には恐らくゴールはないのだと感じる。

ゴールがないだけに、研究の見極めは難しい。私は以前、ライフサイエンス系の競争的資金、広く研究課題を募り、提案された課題について、科学的・技術的な観点で審査を行い、科学的価値や必要性が高いと判断されるものを採択し、資金を配分する事業に携わった。社会科学と自然科学とは、その本質が違うし、システムも環境も異なろうが、ともに政策研究ということで通じる点もあるかと駄文を供したい。

自然科学の分野では、平成7年度以来累次の科学技術基本計画の下で、競争的資金が拡充を続け、(古いデータで恐縮だが)平成19年度予算の時点では4,766億円、科学技術関係予算の14%を占めている。

その運用において、選考・採択がキモであることはご想像頂けよう。私が携わった事業でも、大規模な課題だと5年間で億のオーダーに及ぶこともあり、勿論金額の多寡に拘らず、貴重な予算の配分に肝を冷やした。

もう相当前のことなので、今のシステムはもう変わっているかもしれないが、当時試行錯誤を重ねたのが、科学的・技術的優位性と政策目的との兼合いである。

その事業では、課題の選考は、研究者等10数名の方々と組織する委員会で判断して頂いていた。委員は、様々な分野の第一人者にして研究管理・組織管理の経験も豊富な面々である。

我々事業運営側も提案課題の面接審査や選考の議論に参加はするが、選考順位はあくまで専門家である委員の投票で決定する、いわゆるピア・レビュー方式。この方式は、当時、競争的資金一般で押し進められていた。これには科学的・技術的観点重視とともに恣意的選考防止の目的もあった。

当時、この事業には、政策目的への寄与と、確実な成果とが強く求められていた。政策の一環としての研究事業であり、厳しい財政事情の下で予

算を使っているのだから当然である。

とはいえ、この要請と科学的・技術的優位性との両立がなかなか難しい。

科学的・技術的に優れた研究は、多くの場合困難で不確実性も高い。また、基礎的で応用性・発展性に優れた研究には、特定の政策分野との関連性が希薄にならざるを得ないものもある。

一挙解決の妙案があるわけもなく、できることから始めようということで、まず応募者に事業の趣旨・政策目的を周知徹底し、応募書類でそれとの関連性を明記してもらうこととした。同時に、選考に当たる委員の先生方にもこの点を十分配慮して頂くよう要請した。

次の年に行ったのは、事務方から委員への参考意見の提示である。事業運営に関わるスタッフ総出で議論の上、応募課題のうち事業趣旨・政策目的と関連がないと考えられるものについては、その旨に理由を付し、参考として委員にコメントした。

正直最初は、委員の判断を縛ることになるのではないかと、何しろ各分野の第一人者の皆様、御不興を買わないかとの不安もあった。

が、逆に歓迎された。委員の方々も、政策目的の観点は悩ましかったのかもしれない。第一人者と目される人こそ、自分の専門分野の価値観に拘らずに視野が広く、判断を客観的たらしめようと努められているのだと実感した。

更に翌年は、逆に政策目的への貢献が大きいと思われるものもコメントした。

今思えば、科学的・技術的優位性と政策目的への寄与との「よい塩梅」に向け、委員の先生方と事務方とで試行錯誤しながら一歩ずつ進めて来た感がある。

これらの積重ねで、少なくとも応募者への趣旨の徹底は果たせたようだ。ある年、選考の審査会場近くで、応募チームが事前打合せをしており、「政策目的との関連を強調する。その方が採択されやすい。」と話し合っているのを偶然職員が見かけた。

採択されんが為の作り話をされては困るが、数年前、応募書類の政策目的との関連性の欄に「特になし」と堂々と書いてあるものがあった時代に比べ随分と意識が変わったと、少し嬉しかった。



世界の農業・農政

韓国のFTAとコメ

国際領域主任研究官 樋口 倫生

韓国のコメ貿易

日本同様、コメを主食とする韓国は、ウルグアイラウンド交渉で特例措置の適用を受け、1995年から10年間、コメの関税化を猶予されるが、ミニマムアクセス（MA）米を輸入することになった。輸入量の設定では途上国待遇を受け、1988～90年の平均消費量（513.4万トン）を基準として、95年の1%から2004年の4%まで毎年数ポイントずつ比率を高める約束である。MA米に5%の低率枠内関税が課され、設定されたMA量を越える輸入は行われない。

2004年に韓国は、関税化特例措置のさらなる期間延長を希望し、米国や中国等の利害当事国と交渉を行った。この結果、2005年から10年間の関税化猶予の延長を得たが、その代償としてMA米の拡大と一般消費者が直接購入するコメ（主食用米）の販売を追加的に提供する。輸入量は、基準消費量の4.4%（05年）から7.96%（14年）まで、毎年約2万トンずつ増加させる。基準消費量は80年代後半の値であり、継続する消費の減少を考慮すると、現在の消費量に対する比率はさらに大きくなっている。実際、2008年の暫定値（375.5万トン）を用いると、6%から10.9%まで拡大させることになる。輸入相手国には、21万トン（延長前のMA量相当）について輸入実績をもとに国家別クォータを適用し、中国に最も多くの11.6万トン（57%）、次いで米国に5万トン（24%）、タイに3万トン（15%）、豪州に9千トン（4%）を割り当てる。現在のところ韓国は関税化猶予を続けているが、関税化の受け入れは、必要な場合に可能であり、MA量は翌年以降、関税化した年の値が適用される。

韓国のFTAへの取組

FTAを強力に推進する韓国であるが、先ほどみたコメについては、韓米、韓EUとのFTA交渉で譲許除外となっており、WTOの枠組みに沿った関税特例措置を維持している。米国とのFTA交渉期間には、政府関係者が、「コメを譲許案から除外しないならば、締結しない」との趣旨の発言をしていた。

このように米国やEUとのFTAで、コメは最もセ

ンシティブな品目として扱われているが、コメを除くほぼすべての農作物の関税が15年以内に撤廃されるため（第1表）、長期、短期に分けて国内対策が立てられている。短期的な輸入の急増による被害には、協定発効後の7年間、所得補填直払制で対応する。対象品目は事前に決めておらず、輸入増加によって現行粗収益が基準値以下になった場合、下落分の一定部分を補填する。

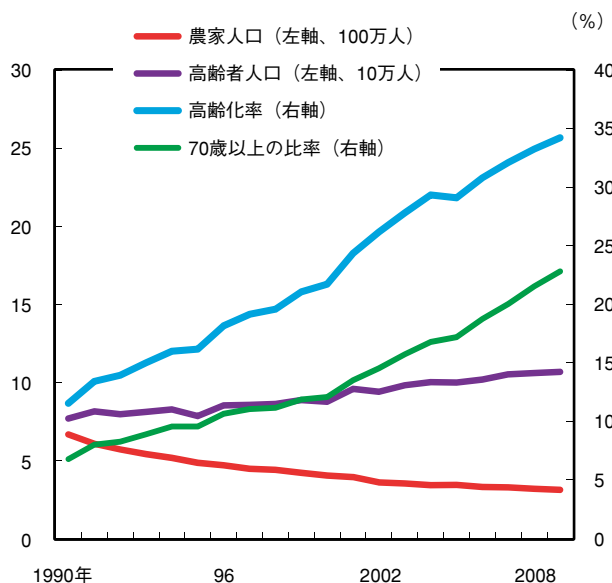
またFTAの履行で農業を継続するのが困難に

第1表 EU、米国とのFTAにおける農産物の譲許水準

譲許類型	韓EU FTA		韓米FTA	
	品目数 (%)	輸入額 (%)	品目数 (%)	輸入額 (%)
即時撤廃	42.1	19.5	38.1	55.2
2～3年で撤廃	1.2	17.9	0.4	0.2
5年で撤廃	19.2	27.9	20.7	11.6
6～7年で撤廃	3.3	4.1	4.3	4.4
10年で撤廃	19.9	21.9	23.3	4.7
10年超過	11.5	8.5	12.1	23
現状維持 ^注 と除外（コメ）	2.8	0.2	1.1	0.9
合計	100	100	100	100

資料：関係部署合同『韓EUFTA詳細説明資料』2009年。

注：韓米FTAでは、すべての品目にTRQを提供。



第1図 韓国の農家の現況

資料：韓国統計庁『農業基本統計』（各年版）。

注（1）高齢者人口は65歳以上の人口。高齢化率は、農家人口に高齢者が占める比率。

（2）全国の高齢化率は、2007年（9.9%）、08年（10.3%）、09年（10.6%）であった。

第2表 追加支援の配分

(単位：千億ウォン)

区 分	生産性向上	経営支援	需給安定	流通改善	衛生・安全	合計
既存計画 ^注	32	24.8	4.6	25.5	0.9	87.8
追加支援	6.3	3.2	2.5	7.8	0.3	20.1
合 計	38.3	28	7.1	33.3	1.2	107.9

資料：農林水産食品部『韓EU FTA補完対策』2010年。

注：韓米FTA対策（2008～17年）、畜産業発展対策（2009～17年）、中期財政計画などを指す。

なった農家に対し、発効後の5年間、廃業資金を給付する。対象は、FTA被害補填直払制の品目選定基準に準じて、輸入増加による被害品目としている。金額は、廃業の場合、廃業面積に単位当たり年間純収益（粗収益－生産費）を乗じたものを3年間、譲渡した場合、譲渡面積×単位当たり年間純収益を1年間、支援する。

長期的な対策としては、積極的に構造改善を行い、農業の体質を強化する計画である。韓国農業の特徴は、全国平均より農家の高齢化が進んでおり（第1図）、担い手不足が深刻な問題となっていることである。それ故、高齢農の退出を促し、主業農（耕地規模が30a以上あるいは年間農畜産物販売額が200万ウォン以上である農家の中で、農家収入が農外収入より多い農家）に政策支援を集中することになっている。この一環として、高齢農家に対し引退を促すため、経営移譲直払制を実施する。経営移譲直払いは、農業経営を移譲する農家に、引退時点から75歳まで一定額の補助金を支給して所得を安定させることを目的としている。事業対象者は、65～70歳の農業者で、対象地域は、田、畑、果樹園である。支給単価は、1ha当たり25万ウォン／月で、支給上限面積は2haである。

また高齢農に関しては、経営主の年齢が65歳以上の農家のうち年金未受給農家が45.7%に達する問題が存在する。この状況を解決するために、2011年から農地担保老後年金支援が実施されている。この制度では、65歳以上の高齢農に対し、所有する農地を担保として、毎月年金を支給しており、老後の生活資金が不足する高齢農の生活を安定させ、農村社会のソーシャルセーフティーネットを拡充、維持すると同時に、農地資産の流動化を促進することを狙っている。

韓EU FTAに対する追加的な支援

EUとのFTAについては、上記に加え、2010年11月に追加的な国内対策が発表された。発表内容を確認すると、従前のものに畜産分野の競争力向上対策が加えられており、2011～20年の10年間に既存事業に追加して2兆ウォン規模の予算が投入される（第

2表）。追加的な支援は、畜舎施設現代化を通じた生産性向上、家畜糞尿処理施設などに対する経営支援、加工原料乳支援による需給の安定、屠畜加工業者の支援などを通じた流通改善、豚肉輸出作業場の現代化による衛生・安全水準の向上、に向けられる。

次いで個別の対策をみると、養豚部門では、ワクチン支援を通じた疾病根絶、優秀な種豚の供給、糞尿処理施設の拡充、等級判定制度の改善、加工産業活性化などに注力する。酪農部門では、加工原料乳の支援、新製品開発等を通じた乳加工産業の活性化、学校牛乳給食拡大による需給安定をはかる。養鶏産業では、2016年までに経卵伝染病、ニューカッスル病を根絶し、また大型鶏の生産を通じた生産費の縮減、輸出拡大のため屠鳥場の衛生水準向上に重点をおく。韓肉牛産業では、韓牛農家の組織化、雌牛改良の新規推進、肉牛の肉質向上および専門ブランド育成等を通じた需要の創出に努める。

まとめ

以上述べたように、韓国は、米国やEUとのFTAを推進し貿易自由化の状況を活用して、コメを除く部門について、農業構造の改善をはかり、農業の生産性を向上させる道を選択した。つまり国境措置を抑えながら、市場による配分を通じて生産の機会費用が相対的に小さい部門に資源を円滑に移動させ、農業部門の効率性を改善させようとするのである。

その手順は、まず廃業資金支援や経営移譲直払制などによって、輸入との競争で収入が減少し規模を縮小する農家や廃業する農家及び高齢農への支援を行いながら、農業からの退出を促進させる。次に、非効率な農家数が縮小する過程で、農地銀行を利用した賃貸借などを通じて、土地を含む生産要素を主業農に集積させる。さらに、競争力強化政策を併行させつつ、構造改革を推進する、というものである。

貿易の自由化を通じた農業の再生という、初歩的な経済学による処方箋に従った韓国であるが、コメは譲許除外となっている。このため、他の部門からコメ部門へ生産要素が移動する可能性があり、効率性の基準でみてどの程度成功を収めるか、今後の農業の推移を見守っていく必要がある。



国際シンポジウム「地球温暖化と農業とのかかわり」

—農業分野における温室効果ガス排出量取引に関する課題と展望—

温暖化プロジェクト研究チーム

農林水産政策研究所では、2011年2月2日（木）、国連大学ウ・タント国際会議場において、農業分野の温室効果ガス排出量取引に関する国際シンポジウムを開催しました。これは、プロジェクト研究「我が国農業分野における地球温暖化対策の評価手法の開発等に関する研究」⁽¹⁾の一環として実施したものです。シンポジウムでは、冒頭の筒井副大臣の挨拶に続き、国内外における第一線の研究者や行政官からの講演⁽²⁾の後、パネルディスカッション及び一般参加者との質疑応答を行いましたので、その概要をご紹介します。

1 基調講演「低炭素社会と排出量取引制度」

京都大学大学院
経済学研究科

教授 植田 和弘 氏
(中央環境審議会 地球環境部
会 国内排出量取引制度小委
員会委員長)



日本の排出量取引制度が環境政策にどのように位置づけられるのか、また、日本の排出量取引制度をどのように設計すべきなのかについて説明がなされました。

この中で、植田氏は、炭素排出量の見える化、排出削減動機の誘発、削減の費用を排出主体が負担するという公正な費用負担といった三つの観点から、炭素に価格をつける必要があり、排出量取引制度をその方法の一つとして議論すべきであることが指摘されました。また、農業分野における排出量取引制度設計の課題として、大規模工場などの他の産業と違い、農業活動に伴って面的に排出され、かつ、その単位が相対的に小さい温室効果ガスの排出量をモニタリングするためには費用が高くなってしまふことや、従来の農業・環境政策との整合性をとる必要があることが述べられました。

2 講演「ニュージーランド排出量取引制度—農業分野を中心に—」

ニュージーランド 環境省
排出量取引制度運用チーム長
ケット・ブラッドショウ 氏



ニュージーランドでは、2008年から排出量取引制度が導入され、2015年から農業分野も義務的参加の対象となる予定です。現在検討が進められている農業分野における排出量取引制度設計の内容や課題について説明がなされました。

この中で、ケット氏は、制度導入に向けて、2010年

に具体的な参加対象を決定して以降、例外として適用除外とする基準や、排出量算定に用いる排出係数など制度の詳細についてもすでに検討が進められていることが報告されました。また、ニュージーランドにおける制度検討のこれまでの経験から得られた知見として、排出量取引の制度設計には時間をかけ段階的に制度を構築し、専門家による科学的知見による検証を行うことが重要であると述べられました。

3 講演「オランダ園芸分野の温室効果ガス排出削減の取組について」

オランダ 経済・農業・技術
革新省

プログラムマネージャー
ヨランダ・モウリッツ 氏



オランダでは、「“Greenhouse as a Source of Energy”（エネルギー源としての温室）プログラム」を設定し、様々な戦略を実施していることが紹介されました。このプログラムでは、2020年までにCO₂排出量をゼロにし、エネルギーニュートラルな新しい温室を経済ベースに乗せるという意欲的な目標を掲げています。このプログラムを実現するための政策手段の一つとして、「CO₂システム」が紹介されました。このシステムは、温室栽培セクター全体に定められたCO₂上限値を個々の企業に分配し、上限値を上回った企業にはペナルティを課し、下回った企業には政府が交付金を払うというものです。これにより、小規模のエネルギー集約型企業に適した費用対効果の高いCO₂削減策となると説明されました。

4 講演「韓国における排出量取引の取組」

韓国農村経済研究院
環境研究チーム長

キム・チャンギル 氏



韓国では、2010年に成立した低炭素グリーン成長基本法に基づき、温室効果ガス削減や省エネルギー化を促進するため、排出量取引制度の導入の準備が進められており、その本格的な導入に向けた試行的な取組が進められています。この法律に基づくグリーン成長プログラムと農業分野における排出量取引制度の検討状況について報告がありました。また、今後の韓国における排出量取引制度の設計においては、制度の導入が農家の新たな収入源となることが重要であるとの見方が示されました。

5 講演「我が国農業分野における排出量取引の課題と展望」

農林水産政策研究所

研究員 澤内大輔

我が国で2008年に導入された「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の取組の一つである国内クレジット制度について、農業分野の取組に関する現状と課題について報告がありました。さらに、2010年度から取り組んでいる自身の研究成果として、ハウス農家を例にし、生産物価格や重油価格などの変動がある下で、国内クレジット制度への参加が、省CO₂機器投資の経済性に及ぼす影響の分析結果が紹介されました。



6 講演「排出権取引と農業をめぐる政治経済学」

学習院女子大学

国際文化交流学部

教授 莊林幹太郎 氏

農業と地球温暖化問題、そして、排出量取引制度の関係について説明がありました。

世界的規模でみた地球温暖化と農業との関係、そして、農業政策と農業環境政策との整合性について説明があり、これらを踏まえ、排出量取引制度において農業をどう取り扱うべきかという論点とその政治経済的意味合いが指摘されました。この中で、莊林氏は、農業の特殊性を考慮すると、農業分野での温暖化緩和策の確実な実施のためには、環境直接支払もしくは排出量取引によるオフセット化が有効であるという見解を示しています。



7 パネルディスカッション・質疑応答

前述の講演者に、ニュージーランド農林省気候変動・天然資源グループ政策分析官のエリカ・ヴァン・リーネン氏が加わり、コーディネーターとして農林水産政策研究所次長の渡部靖夫が参加してパネルディスカッションを実施し、排出量取引制度の導入に際しての課題及びその克服法を議論しました。

ケット氏とヴァン・リーネン氏からは、ニュージーランドでは、農業に関しては2015年の導入が早

すぎるという見方があり、現在各国で排出量取引制度が見直されている中、実際にうまく機能するのかが懸念されている一方で、ニュージーランドの温室効果ガスの50%は農業から発生しており、農業分野で温室効果ガスの削減をやらざるを得ず、現在は農業セクターに緩和措置の導入を検討中との説明がなされました。

また、モウリッツ氏からは、オランダでは温室効果ガスへの依存からの脱却のため、主に温室栽培セクターで排出量取引やCO₂キャップ制の導入が検討されており、任意のキャップを導入することは既に合意されていると説明がありました。さらにキム氏からは、農業が温室効果ガス排出源であり同時に吸収源でもあるため、この両側面を踏まえた排出量取引制度を設計し、農業者の収入源にすることが重要との指摘がありました。

日本の排出量取引制度の設計について、澤内研究員は、今の国内クレジット制度の方法でもクレジット価格の付け方によっては小規模な農家に対しても温室効果ガス削減のメリットが生じるので、現行の国内クレジット制度を拡張していくのも一つの方法であるとし、アジア農業特有の温室効果ガス排出源である水田からのメタン排出については、削減効果のモニタリングの難しさが障壁になっている点が指摘されました。

一般参加者の方々との質疑応答では、森林部門の取り扱いや、農地への風力・太陽光発電の導入の見通しなどがパネラーに質問されました。森林部門への排出量取引導入に関してニュージーランドからは、かつて森林だった場所を開拓して農地にし、さらにそれをまた森林に戻すことでカーボンクレジットを付与することには問題があるとの認識が示されました。また、ニュージーランドの状況として、風力・太陽光発電の導入は小規模農家では対応できないこと、電力会社が電力買い取りを想定していないことなど、普及には多くの課題があると回答されました。

(文責 田中耕一郎)

注

- (1) 農林水産政策研究所プロジェクト研究(2010年度～2012年度)「我が国農業分野における地球温暖化対策の評価手法の開発等に関する研究」では、我が国の農業分野における地球温暖化対策について、諸外国での取組の比較分析を踏まえ、経済や環境に与える影響や国内クレジット制度参画の影響を予測する手法を開発しています。さらに、国内外の取組の比較分析を踏まえ、経済的評価手法及びコベネフィット(相乗便益)の評価指標を開発しています。詳しくはこちらをご覧ください。http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/gaiyo/kadai_itiran/pdf/hp_7ondanka.pdf
- (2) 講演資料につきましてはこちらをご覧ください。<http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/kaisai/2010/110202.html>

「我が国水産業へのITQの適用可能性に関する 法学的・経済学的分析」

東京大学大学院農学生命科学研究科 八木 信行

農林水産政策研究所では、新たな視点や長期的視野に立った政策研究を推進するため、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用する提案公募型の研究委託事業を行っています。

今回は、その中から、「権利取引の手法を活用した漁業管理方法が我が国に有効であるか」という観点から進めている研究について、その概要を紹介します。

この研究成果は、今後、我が国の漁業管理制度の的確な運用に関連する施策の検討に当たっての科学的資料として活用が期待されます。

1. 研究の背景

ニュージーランドやアイスランドなどで漁業管理手法として採用されている譲渡可能個別割当 (ITQ: Individual Transferrable Quota) 方式を日本においても適用すべきとの議論と、これに反対する議論の双方が国内でなされている。

漁業資源を管理するためには、魚をどの程度漁獲して、どの程度を海に残すかを定めることが重要になる。このため、漁業管理当局が総漁獲可能量 (TAC: Total Allowable Catch) を設定することも多い。

ところが、TACだけが設定されても、早い者勝ちでTACを消化できる場合は、漁業者は我先に魚を漁獲するという状況が発生しかねない。このような早獲り競争下では、船の馬力を高めて高速船化するなど無駄な投資がなされたり、解禁直後に漁獲が集中し魚価の値崩れが起きたりする例が外国で報告されている。これらの問題を解消するためには、TACを船ごとに配分し、個別漁獲割当 (IQ: Individual Quota) にすればよいとの議論がある。個別に割当が配分されていれば、自分の枠は確保されている。獲り急ぐことなく魚価が高いシーズンだけ漁業をすることが可能となり、また燃油を節約しながら自分のペースで操業が可能になるとの議論である。

このIQを、更に漁業者間で売買できるようにしたものが冒頭で述べたITQである。ITQを導入すれば、漁獲枠の市場取引という市場メカニズムを通じて非効率な経営主体の撤退が生じる。このため、漁業全体としては効率化が図れ、経営面で国際競争力が向上するとの指摘がある。

ITQは、欧米各国では重要な漁業種について導入しているケースが多い。一方で、日本を初めアジア

各国などではITQを導入していない。ITQは経済的にも環境的にも良い制度なら、日本やアジア各国で導入がなぜ遅れているのか、といった疑問が出て不思議ではない。

この疑問について、筆者らは、ITQには向いている漁業と向いていない漁業が存在することがその背景にあると考えている。そこで、ITQがどのような条件で効果を発揮するのかを理論的に解明するとともに、日本に存在する具体的な漁業を対象として実際の経済データなどを活用しながらITQ制度が日本漁業に向いているのかを明らかにすることを目指して、この研究をスタートさせた。

2. 今までに得られた結果

まず、欧米などでITQを導入している各国の関係者から直接聞き取り調査を実施し、そのメリットとデメリットを考察した。

アイスランドやニュージーランドは、ITQをほぼすべての商業漁業対象種で導入している。ただしアイスランドではITQによる漁獲枠の集中が社会問題となっている。つまり、ITQによって漁業管理は成功したが、それが一部富裕層だけを潤して、漁業者や社会に適切に配分されていない点では失敗だという議論がある。

ITQを実施すると、漁獲枠が少数の漁業会社集中し、その影響で一部の沿岸地域から漁獲割当が消失することがある。その場合、アイスランドでは漁業のみに依存している地域が多く、地域の主力産業が消失することになるため大きな社会問題になる。一方でニュージーランドは、農業が主体の経済であり、仮に1つの町から漁獲枠が一切なくなっても、農業で生きていくことができる。ニュージーランドでは、実際にITQを導入した際に漁獲枠の集中が生じ、結果的に漁獲枠が消失した町もあったが、それ

ほど大きな社会問題にはならなかった。

次に、ノルウェーについては、不完全な形でITQに近い制度を導入している。これは、TACの配分を漁船ごとに行うが、この漁獲割当自体は単独では売買できず、船そのものを売買する際に漁獲割当も付随して売買できるという制度である。漁獲割当の売買を制限している理由は、端的に言えば北極圏の小規模な漁業者が保有する割当が、南部（ベルゲンなど）の企業に移ることを避けるためと言われている。北極圏から漁業割当がなくなれば、そこで漁業をする人がいなくなり、ロシアと国境を接している当該地域の基幹産業が消失することにつながるの、これを避ける狙いがあるのだろう。

米国では、何例かの漁業でITQが導入されている。ただし、ITQという言葉は、漁業効率化に伴って加工業者や流通業者が倒産するような悪いイメージが米国国内で形成されているため、実質的にITQであっても、キャッチ・シェアと呼ばれている。

なお米国では、ITQを導入しても、魚価単価が上昇する場合と、しない場合の両方のケースが存在している。例えば、オヒョウ漁業の場合は、ITQを導入する前は早獲り競争であったため、数週間で漁獲物のすべてを漁獲し、漁獲物は即座に冷凍していた。しかし、ITQを導入したため生鮮で流通する余裕が生まれた。生鮮品の方が冷凍品よりも市場での評価が高く、その結果、ITQ導入によってオヒョウの浜値は上昇した。他方で、東海岸のホンビノス貝漁業でITQを導入した場合は、導入前後で製品の消費形態は変わらず、相変わらずクラムチャウダー（スープ）の具であったためITQ後に魚価単価の上昇は見られなかった。

つまり、ITQを導入すればすべてのケースで魚価単価が上昇する訳ではなく、消費者がそれと分かる形で品質の差別化がなされる場合においてのみ、単価の上昇が生じることが示唆されている。

3. 日本漁業への適応可能性

続いて、日本にITQを導入する際に、効果が期待できるかどうかに関する研究についても触れたい。

ニュージーランドや米国のアラスカなど、ITQを導入した地域は、実は1970年代までは日本漁船など外国からの入漁が盛んであり、当時は沿岸国政府も自国漁船の管理をあまり実施していなかった傾向がある。その当時の状況と、現在のITQ導入した状況を比較すれば、ITQによる管理効果が生じているのはある意味当然といえる。

しかし、日本の場合、伝統的な水産国であったために、政府による規制や業界の自主管理などが古く

から存在している。諸外国で早獲り競争が生じたのは、ゲーム理論で言う「囚人のジレンマ」という状況が存在していたからであって、日本のように操業調整がなされている場合は、ITQがなくても早獲り競争が抑制されている可能性がある。この状況でITQに移行しても、コストに見合うメリットが得られるのかどうかは慎重に検討する必要がある。

このため、研究では、漁業管理の方式を変更することで、どのような経済効果が得られるのかについても検討を行った。具体的には、駿河湾サクラエビ漁業を題材に、漁業管理手法の変化と、流通加工段階の技術革新のどちらが魚価向上に有効であったかを経済モデルを用いて分析し、この漁業で魚価単価が向上したのは、資源管理の方法を改善するだけではなく、漁獲後の鮮度保持を向上させる設備（冷蔵施設の設置や、フィッシュポンプの設置など）を導入することが効果的に働いたことが分かった。

そもそも漁業経済における従来の研究例を見ても、魚価は、魚の供給量、競合品の価格、国民の可処分所得の金額などで左右されていることが示されている。ITQを導入するといった生産面の改善だけで勝手に魚価単価が向上するようなものではなく、並行してマーケティングなどの側面で努力が必要といえるだろう。

4. 今後の展望

今までの研究では、ITQのメリットは経済効率の向上で、デメリットは勝ち組と負け組が出るために社会的な公平性が失われる点であることが、明らかになった。

ところが、漁業管理の目的は、漁業を営む集団によって異なる。経済効率化を社会的な公平性よりも優先すべきかどうかは、地域ごとの事情によって大きく異なるため、ITQを巡っては強い反対が生じるケースもある。加えて、漁業の場合、経済的課題と社会的課題に加えて、資源の保全という「環境的課題」も加わるため、問題が更に複雑になる。いずれにせよ、漁業の目的には、環境・経済・社会の3つの要素が存在している。これはトリプル・ボトムと呼ばれているが、この3要素をどう優先順位づけするかはそれぞれの地域社会や資源の状況によってケースバイケースとなる。

今後、この研究では、日本の沿岸漁業や沖合遠洋漁業で具体的な漁業種を想定し、ITQの適用可能性について、経済モデルを用いて検討を行うとともに、共有資源の個人への配分問題の法的側面などについて分析を行い、研究を完成させる予定である。

「TPPと農業」

国際領域上席主任研究官 會田 陽久

世界恐慌と経済のブロック化が第2次世界大戦の一因となったという反省から戦後の世界各国の共通認識は、自由貿易体制を推進することであった。体制はガット（関税及び貿易に関する一般協定）からWTO（世界貿易機関）へと変遷したが、近年に至って世界的に自由貿易体制を進めることが必ずしも容易でないことから、FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）を結ぶことが貿易交渉での主流となった観がある。FTAは、2国間あるいは数カ国の間で物品の関税、制限的な通商規則、サービス貿易の障壁等の通商上の障壁を取り除くものであり、EPAは、それに経済上の連携強化と協力の促進を含めたものである。

最近注目されているTPP（環太平洋経済連携協定）はやはり自由貿易を推進するための国家・地域間交渉の枠組みの一つであり参加国の間では関税をなくし非関税障壁を取り除き、人・金・物の流れを活発化させようというものである。太平洋を囲む国の間で締結を目論んでいるもので将来的にはAPECにまで範囲を広げる（FTAAP）可能性もある。ただし、中国、韓国が参加の意向を示さないので可能性を否定する意見も強い。TPPは、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイといった小国同士で2006年5月に発効した経済連携協定（P4）に始まるが、さらに米国、豪州、ベトナム、ペルー、マレーシアの5カ国を加えその性格は一変した。

わが国では、長引く経済の停滞から抜け出す方策として平成の開国という基本方針の下に経済政策の一つとしてTPPへの参加が提案された。また、工業製品の輸出で競合関係にある韓国が巨大市場であるEU、米国とのFTA締結を行ったこともTPPへの関心を強めることとなった。TPPへの参加は米国、豪州という2大農産物輸出国とも原則として関税撤廃することを意味しており、主に農業分野をめぐる論争が起こっている。

かなり極端な議論を提唱している人物では、農産物をめぐる貿易では常に徹底した自由貿易論者として論陣を張ってきた大前研一氏（ビジネス・ブレークスルー大学院大学学長）がいる。大前氏の考え方は、関税をなくす方向で貿易を自由化し農業もそういった環境、条件のもとに外国農業と競争すべきで

あり、その結果競争に敗れて日本農業が縮小することになってしまふというものである。日本の狭小な平野（耕地）は農業に不向きであり、本当に農業をやりたい若者は日本の優れた農業技術を学んだうえで農業適地と目される外国に行って就農し、優れた農産物を日本へ輸出したらよいという提言を行っている。結果として日本の国土から産業としての農業が消失することも厭わない立場である。一方、日本農業を守るためには、TPPに参加すべきではないという論者は、農業関係者を中心に多数存在しており、農業存続の意義を強調している。食料安保論以前の問題として、わが国の食料自給率は40%であるが、これは人口規模からして異常に低い値でありTPP参加がその数値をさらに低めること（農水省試算で13%程度）は必至であり、これは国家としてのバランスを失った例外国家への道を進むことになる。谷口信和氏（東京大学大学院教授）は警鐘を鳴らしている。

TPP参加と日本農業の今後の展開について、農業に対する理解と知識が豊富である論者によるTPP参加に賛成する意見と慎重にすべきであるとする意見を比較し、その相違点を明らかにすることが問題理解の手助けとなる。また、中立的な意見も含めて問題の所在を浮き彫りにしてみよう。

昨年、政府・与党は、経済連携の基本方針を策定するに当たり、議論の根拠とするための試算を関係省庁に指示している。結果として、内閣府の試算では個別のEPAと複合的なEPAを締結した場合のわが国のGDP増加率を予測しており、経済産業省の試算は、TPPに参加しない場合にわが国の基幹産業が被る損失を推定している。一方、農林水産省は、TPP参加国を含む全世界を対象に関税を撤廃した場合の農林水産物の生産減少額を試算しており、関連産業を含めた場合のGDP減少額も推計している。

このような影響予測を踏まえて専門家が、TPP参加の是非について議論を行っている。TPP参加は、すでに加入が決まっている9カ国との間で将来的には完全に関税を撤廃することになるが、わが国の場合、農林水産物への輸入圧力が強まり国内農業が縮小すると懸念されている。TPP参加に慎重な論者によれば、国内農業壊滅と表現される。従来

からの自由貿易論者はこれを日本経済活性化の良い機会ととらえ積極的参加を主張している。国際経済学を専門とする浦田秀次郎氏（早稲田大学大学院教授）は経済全体に利益がある以上参加すべきであり、農業がある程度ダメージを受けるがセーフティーネットで対応すべきであると主張している。農業経済学を専門とする、本間正義氏（東京大学大学院教授）、山下一仁氏（キャノングローバル戦略研究所客員研究員）はこの機会を利用して農業を合理化し、競争力あるものへと脱皮させることを主張している。

わが国農業への知見を持った農業経済学者である、鈴木宣弘氏（東京大学大学院教授）と山下一仁氏、本間正義氏の主張を中心にTPP参加慎重派と積極派の事実認識の相違点と結論の違いを比較してみる。両者に共通する点は、わが国の関税率はすでに先進国の中でも最も低水準となっていて、農産物についても平均すれば14%であり他の先進国に比べても関税率は低いという認識を持っていることである。つまり、野菜作や果樹作では競争力からいって現在の低い関税率をさらに下げても深刻な問題にはならないとみている。問題となるのは穀物のような土地利用型農産物であり、中でも778%の関税率を設定している米の生産である。米がわが国農業に占める重要性についても認識を共有しており、稲作農業が壊滅することも是認していない。慎重派はTPP参加により稲作農業は壊滅的打撃を受けると考えているのに対し、推進派は関税を撤廃するまでの移行期間に生産を合理化して競争力をつけられ、ある程度対応できると考えている。推進派の主な政策提言は、TPPに参加して減反政策を廃止すれば、米価が下落して非効率な零細農家が離農し、農地の集約化による規模拡大が大規模経営へと結びつき競争力のある稲作が出現するということである。15ヘクタール以上の大規模農家のコストは零細農家の半分以上であるのでコストは確実に下がり、さらに法人経営の米生産者は、作付面積を50～100ヘクタールほどに拡大し生産費を大きく削減できるとしている。また、品種改良により収穫量の多い米を開発すれば十分対応できるとしている。山下氏は、国内米市場の縮小に対しては、輸出振興で補えるとみている。経済発展によりアジアの米の競争力は下がり、購買力は上がるので現在の日本の状況に近づき中長期的には展望が広がるとの指摘もある。

慎重派は、今までの経験から小規模農家が農地を手放し離農するという行動パターンを必ずしも採らないと主張している。また、推進派は耕地が分散しているというわが国の水田の立地条件を無視しており、土地集積の努力にもかかわらず大規模農業の実現は困難であり、それが土地利用型農業の産品であ

る米に高関税を導入してきた理由であるとしている。米価が下がれば離農が進み、大規模化を通じてコストダウンができるというのは机上の空論という考えである。

慎重派は景観や洪水防止機能といった農業の多面的機能を維持すべきであり、欧州では特に景観の維持などに着目して国民が相応の対価を支払うべきであるという共通認識を形成していると指摘している。農業の多面的機能を貨幣換算すると農地面積の減少に伴い、農産物生産の減少額と比肩できるほどのダメージを受けるのでやはり慎重な交渉への有力な根拠となっている。推進派で農業の多面的機能にまで言及する論者は少ないが、山下氏は、本当に多面的機能に価値があるのならば米への補償とは別に予算をつければよいと主張している。

また、別の一つの視点として、岡山信夫氏（農林中金総合研究所専務取締役）等の指摘がある。現状のTPP参加9カ国のGDP合計が16兆ドルであるが、そのうち14兆ドル（88%）が米国であり、1兆ドル（6%）が豪州である。わが国は、米国、豪州、ニュージーランドを除く6カ国とはすでにFTAを締結しており、TPPへの参加は実質的には日米・日豪FTAの締結と同義ではないのかということである。類似の指摘は複数の論者によりなされており、中野剛志氏（京都大学大学院助教、経済産業省から出向）が強力に主張している。韓国がTPP参加に関心を示さないのは、韓米FTAにおいて米及び米加工品16品目を除外品目とすることに成功しているからであり、改めて関税撤廃をすることにメリットがないからである。

推進派と慎重派の主な相違点は以上の通りであるが、参加するか否かの判断は難しいとする生源寺真一氏（名古屋大学大学院教授）を中間派と位置づけてみる。生源寺氏は選択肢を確保するという意味では交渉参加が正しいだろうと判断している。ただし、どちらに決定するにしても現状ではしっかりした研究や調査がなく、各省庁の試算も各々が結果を提示しただけで総括的な検討がない等、準備不足の感は否めないと結論づけている。

〔主な参考文献〕

- 井上久男他（2011）「TPP全解明」『週刊東洋経済』2011年3月12日号。
- 宇沢弘文他（2010）『TPP反対の大義』農文協。
- 浦田秀次郎・鈴木宣弘（2010）「TPP「構造改革の好機」「農業と両立不可能」」『産経ニュース』2010年12月24日。
- 生源寺真一（2011）「インタビュー・TPP参加交渉入りは準備不足」『Sankei Biz』2011年3月5日。
- 山下一仁（2010）「農業開国論」『DIAMOND on line』2010年12月6日。

研究活動 一覽

(平成22年度)

「研究活動一覽」は、当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様に提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせください。

1 研究論文および雑誌記事等

著者名 (共著者を含む)	表 題	発 表 誌 等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
井上荘太郎	タイの輸出マンゴー生産者	STAFF News Letter	No.4	2010.4
清水純一	躍進を続けるブラジル産大豆	アジア研 ワールド・トレンド	第6巻第4号	2010.4
清水純一	ブラジル農業・農業政策の現状	『主要国の農業・農業政策とWTO農業交渉』, 日本農業研究所		2010.4
鈴村源太郎	小学生に高い教育効果をもたらす農林漁家宿泊体験	農林水産政策研究所だより	2010年4月号	2010.4
藤岡典夫	WTO/SPS協定による食品安全性をめぐる国際調整の枠組み	農業と経済	76巻4号	2010.4
飯田恭子	「詩的な場所」の話 4 ー麦と水ー	よこはまかわを考える会ニュース, よこはまかわを考える会発行	339	2010.5
岡江恭史	WTO加盟とドイモイ農政の新展開ーグローバル化と社会主義ベトナムー	東南アジアー歴史と文化ー	39	2010.5
鈴村源太郎・馬場範雪	子どもを対象とした農林漁家宿泊体験による農山漁村振興の実態と課題	行政対応特別研究資料		2010.5
高橋祐一郎	活かす水産の研究最前線ー生産現場と食につながるトピックス(第4回)サンマ資源活用の新たな展望ー生食需要の増加	養殖	47(6) 通号591	2010.5
馬場範雪	子どもを対象とした農林漁家宿泊体験による農山漁村振興の実態と課題	行政対応特別研究資料		2010.5
古橋 元	今世界ではー食料と安全国際ニュース「2019年における世界の食料需給見通し」について	食料と安全	8(5)	2010.5
井上荘太郎	書評:「食糧格差社会」	フードシステム研究	第17巻1号	2010.6
井上荘太郎	書評:「食糧格差社会」	フードシステム研究	第17巻1号	2010.6
小泉達治	「バイオ燃料原料用農産物の需要拡大が農産物の国際価格に及ぼす影響分析」	農林水産政策研究レビュー	第36号	2010.6
小泉達治	米国農務省による農産物等受給予測(USDA Agricultural Projections to 2019)の概要	食料と安全	8(6)	2010.6
鈴村源太郎	農村ワーキングホリデー・ガイド ー人と農を結ぶありのままの農家体験ー	家の光協会	単行本	2010.6
會田 陽久	韓国での経済の国際化と農食品輸出増大政策	Techno Innovation	20巻1号	2010.6
中谷朋昭・宮田 歩・澤内大輔・棧敷孝浩・山本康貴	植物検疫措置が貿易声援に及ぼす効果の計量分析:リンゴの火傷病に対する日本の措置を事例として	農林業問題研究	第46巻第1号	2010.6
馬場範雪	治安回復したコロンビア	農林水産政策研究レビュー	第36号	2010.6
川崎賢太郎	水稻直播栽培技術の採択要因とその効果	『農業経済研究』	第82巻第1号	2010.6
大浦裕二・佐藤和憲・土屋仁志・井上荘太郎・関復勇・鄭尹恵	果実の購買・消費行動の日台比較 ー日本および台湾の大都市住民を対象としたアンケート調査結果からー	農業経営研究	第48巻第1号	2010.6
鈴村源太郎	図書紹介:「農村ワーキングホリデー・ガイド ー人と農を結ぶありのままの農家体験ー」	日本農業新聞		2010.6.14
鈴村源太郎	1面トップ記事:教育, 地域活性化に効果 ー子ども農山漁村交流プロジェクトー	全国農業新聞		2010.7.23

著者名 (共著者を含む)	表 題	発 表 誌 等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
清水純一	E農協	平成21年度大規模経営体の経営課題と金融に関する調査, 農林中金総合研究所	第6巻第4号	2010.7
鈴木源太郎	都会と農村を結ぶ注目のシステム「ワーキングホリデー」って何?	「田舎暮らしの本」, 宝島社	2010年8月号	2010.7
高橋克也	大潟村新規需要米研究会とあきたこまち生産者協会の取り組み	総研レポート『米粉・飼料米・飼料稲をめぐる動向と今後の課題』	22基礎研No.4	2010.7
高橋克也	米粉用米生産の今後の可能性と課題	総研レポート『米粉・飼料米・飼料稲をめぐる動向と今後の課題』	22基礎研No.4	2010.7
馬場範雪	田んぼは, いきもの小宇宙	モーリー (北海道新聞社)	22号	2010.7
飯田恭子	「詩的な場所」の話 5 ーロエン川鱒ー	よこはまかわを考える会ニュース, よこはまかわを考える会発行	341	2010.7
飯田恭子	「詩的な場所」の話 6 ー凍って溶かすー	よこはまかわを考える会ニュース, よこはまかわを考える会発行	342	2010.8
井上荘太郎	タイの農業・農政の動きと農家所得保証政策の導入	農林水産政策研究所レビュー	第37号	2010.8
井上憲一・ 藤栄剛・ 佐々木宏樹・ 川崎賢太郎・ 小糸健太郎	農家経済活動の多角化とリスク態度ー中山間地域を対象としてー	食農資源経済論集	第61巻第1号	2010.8
橋詰 登	中山間地域の農林地資源管理等を担う第3セクターの現状と動向ー第3セクターの活動状況等に関するアンケート調査結果からー	農林水産政策研究所レビュー	第37号	2010.8
吉田行郷	小麦の国際価格下落後における国内産小麦需要の変化に関する分析	製粉振興	No.524	2010.8
上林篤幸	穀物市場の拡大は減速しつつ, 国際価格は高止まりにー「OECD-FAO2010-2019年農業見通し」の概要	輸入食糧協議会報	707	2010.9
小泉達治	「バイオ燃料原料用農産物の需要拡大が農産物の国際価格に及ぼす影響分析」	『食料と安全』	8 (9)	2010.9
澤内大輔	矢部光保・両角和夫編著『コメのバイオ燃料化と地域振興』	フードシステム研究	17.2	2010.9
橋詰 登	中山間地域において森林・農地資源の管理を担う第3セクターの現状と動向	農村活性化プロジェクト研究資料 中山間地域において森林・農地資源の管理を担う第3セクターの現状と動向	第1号	2010.9
鈴木源太郎	農業法人における経営展開と企業間連携の実態ー農業法人アンケート調査の分析結果よりー	『農業経営研究』	第48巻第2号	2010.9
會田陽久 樋口倫生	カントリーレポート: 韓国	行政対応特別研究 (二国間) 研究資料 平成21年度カントリーレポート韓国, タイ, ベトナム	第13号	2010.10
井上荘太郎	カントリーレポート: タイ	行政対応特別研究 (二国間) 研究資料 平成21年度カントリーレポート韓国, タイ, ベトナム	第13号	2010.10
岡江恭史	カントリーレポート: ベトナム	行政対応特別研究 (二国間) 研究資料 平成21年度カントリーレポート韓国, タイ, ベトナム	第13号	2010.10
伊藤順一	農村共有資源の管理と農民間の協同行動ー中国雲南省における灌漑管理の事例分析ー	経済研究 (一橋大学)	第61巻第4号	2010.10
川崎賢太郎	The costs and benefits of land fragmentation of rice farms in Japan	Australian Journal of Agricultural and Resource Economics	Volume 54, Issue 4	2010.10
小泉達治	「米国のバイオエタノール混合率およびセルロース系原料からのバイオエタノール生産の展望」	『食料と安全』	8 (10)	2010.10
橋詰 登	中山間地域における小規模集落化の進行と集落間連携ー中山間直払制度を活用した集落間連携の現状と効果ー	農業と経済	第76巻第11号	2010.10

著者名 (共著者を含む)	表 題	発 表 誌 等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
林 岳	地域におけるバイオ燃料生産の経済および環境の両立性評価－環境効率指標による分析	農林水産政策研究	第18号	2010.10
葉師寺哲郎	少子・高齢化の進展と我が国の食料消費構造の展望	農林水産政策研究	第18号	2010.10
葉師寺哲郎	少子・高齢化の進展と我が国の食料消費構造の展望	農林水産政策研究所レビュー	第38号	2010.10
伊藤順一・ 包宗順・蘇群	PSM法による農民専業合作組織の経済効果分析－中国江蘇省南京市スイカ合作社の事例研究－	アジア経済（アジア経済研究所）	第51巻第11号	2010.11
小泉達治	「米国におけるバイオエタノール混合率の部分的引き上げについて」	『食料と安全』	8（11）	2010.11
小野智昭	集落営農の発展と法人化について	経営安定プロジェクト研究資料 集落営農の発展と法人化-2009年度 日本農業経済学会大会特別セッション の記録－	第3号	2010.11
小野智昭	集落営農組織の法人化	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
小野智昭	集落営農組織の付加価値とその配分	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
吉田行郷	集落営農組織の類型化と発展状況	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
齋藤 薫	調査対象組織の位置づけと留意点	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
橋詰 登	条件不利地域における集落営農組織の特徴と役割	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
香月敏孝、 吉田行郷	農地の利用集積、作業の共同化、団地化等への取組状況	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
江川 章、 高岸陽一郎	農業機械の利用とオペレータの活動状況	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
吉田行郷	経営作物と複合化・多角化への動き	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
千葉 修	認定農業者と集落営農組織の関係	経営安定プロジェクト研究資料 平成20年度 集落営農組織の設立等 が地域農業、農地利用集積等に与える 影響に関する分析 研究報告書	第4号	2010.11
上林篤幸	今世界では－食料と安全国際ニュース新興国が牽引する世界の農産物市場－今後10年間は、農産物の国際価格は高止まりに「OECD-FAO農業見通し2010-2019」の概要（前編）	食料と安全	8（12）	2010.12
小泉達治	「米国のバイオエタノール変動型税額控除制度が国際とうもろこし需給に与える影響分析」	『2010年度日本農業経済学会論文集』		2010.12
田中淳志 林 岳	農業生産における生物多様性保全の取組と生きものマーク農産物	環境プロジェクト研究資料 生物多様性保全に配慮した農業生産の 影響評価とその促進方策	第2号	2010.12
矢部光保 中川瑠美	生物多様性保全に配慮した農産物生産の経済的価値	環境プロジェクト研究資料 生物多様性保全に配慮した農業生産の 影響評価とその促進方策	第2号	2010.12

著者名 (共著者を含む)	表 題	発 表 誌 等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
林 岳	生物多様性配慮型農業生産が地域経済に与える影響	環境プロジェクト研究資料 生物多様性保全に配慮した農業生産の影響評価とその促進方策	第2号	2010.12
澤内大輔	生物多様性に配慮した農業生産の環境影響評価	環境プロジェクト研究資料 生物多様性保全に配慮した農業生産の影響評価とその促進方策	第2号	2010.12
羽子田知子, 鈴村源太郎	集落営農組織数の動向と調査対象組織の位置付け	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
吉田行郷	集落営農組織の動向と地域への影響 ・類型別等でみた経営の安定化・発展動向の違い ・集落営農組織の設立による地域への影響	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
橋詰 登	集落営農組織の動向と地域への影響 中山間地域における組織の特徴と展開方向	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
杉戸克裕	集落営農組織と認定農業者の関係	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
香月敏孝	個別課題ごとにみた集落営農組織の動向とその影響 利用集積面積規模からみた集落営農組織の特徴	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
高岸陽一郎	個別課題ごとにみた集落営農組織の動向とその影響 集落営農組織および構成員が所有する農業機械の現状と動向	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
江川 章	個別課題ごとにみた集落営農組織の動向とその影響 オペレータ等の労働力の現状	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
木村俊文	個別課題ごとにみた集落営農組織の動向とその影響 ・集落営農組織の会計処理の現状 ・組織の経営収支と所得の分配	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
羽子田知子, 吉田行郷	個別課題ごとにみた集落営農組織の動向とその影響 複合部門、多角部門の導入の現状と課題	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
小野智昭	個別課題ごとにみた集落営農組織の動向とその影響 集落営農組織の法人化	経営安定プロジェクト研究資料 平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書	第6号	2010.12
高岸陽一郎, 橋詰登	中山間地域等直接支払制度における集落協定の統合効果	2010年度日本農業経済学会論文集		2010.12
農 福 連 携 研 究 チーム	「農業分野における障害者就労と農村活性化」に関する研究成果の公表	農林水産省プレスリリース		2010.12
薬師寺哲郎	我が国の食料品市場は今後どうなっていくのか	食料と安全	第8巻第12号	2010.12
薬師寺哲郎	食料・農業	統計でみる日本 2011 ((財)日本統計協会)		2010.12
飯田恭子	「詩的な場所」の話 7 ー収穫と月ー	よこはまかわを考える会ニュース、よこはまかわを考える会発行	346	2010.12
飯田恭子	「詩的な場所」の話 8 ー共感の風景ー	よこはまかわを考える会ニュース、よこはまかわを考える会発行	347	2011.1
小泉達治	「ブラジルにおけるバイオエタノール生産技術の選択と砂糖需給への影響」	『フードシステム研究』	第17巻3号	2011.1
小泉達治・ 堀口健治	「食料安全保障と国際関係」	『国際関係論のニュー・フロンティア』(山本武彦編著), 成文堂		2011.1
高橋克也	調査対象国における直売型農業の展開(イタリア)	櫻井編『直売型農業・農産物流通の国際比較』農林統計出版		2011.1

著者名 (共著者を含む)	表 題	発 表 誌 等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
高橋克也	直売型流通・農業の立地論的考察	櫻井編『直売型農業・農産物流通の国際比較』農林統計出版		2011.1
農 福 連 携 研 究 チー ム	農業分野における障害者就労と農村活性化に関する研究 ―福祉施設の取組に着目して―	農林水産政策研究所レビュー	第39号	2011.1
薬師寺哲郎	我が国の食料品市場は今後どうなっていくのか―穀類、特に小麦二次加工品に焦点をあてて―	製粉振興	第529号	2011.1
吉田行郷	国内産大麦・はだか麦の需要変動に対する産地の課題―大麦の国際価格高騰による影響を踏まえて―	食料と安全	第9巻第1号	2011.1
飯田恭子	「詩的な場所」の話 9 ― 命をつなぐ風景 ―	よこはまかわを考える会ニュース, よこはまかわを考える会発行	348	2011.2
小泉達治	「米国大豆油由来のバイオディーゼル生産と政策の課題」	『食料と安全』	9 (2)	2011.2
玉井哲也	オーストラリアにおける小麦の生産と輸出の動向	製粉振興	2011年2月号	2011.2
河原昌一郎	カンントリーレポート：中国	所内プロジェクト〔二国間〕研究資料 平成22年度カンントリーレポート 中国, タイ	第2号	2011.3
伊藤順一	中国農民専業合作社のミクロ経済分析	所内プロジェクト〔二国間〕研究資料 平成22年度カンントリーレポート 中国, タイ	第2号	2011.3
明石光一郎	中国農業部門における過剰労働力に関する―考察	所内プロジェクト〔二国間〕研究資料 平成22年度カンントリーレポート 中国, タイ	第2号	2011.3
井上荘太郎	カンントリーレポート：タイ	所内プロジェクト〔二国間〕研究資料 平成22年度カンントリーレポート 中国, タイ	第2号	2011.3
井上荘太郎	アジア太平洋地域における貿易構造の変化―平成22年度行政対応特別研究の成果紹介―	農林水産政策研究所レビュー	第40号	2011.3
河原昌一郎・ 井上荘太郎・ 明石光一郎	アジア太平洋地域の貿易構造	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
井上荘太郎	ASEAN+1型FTAの概要と上位センシティブ品目	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
井上荘太郎	タイ ―伝統的農産物輸出国から工業品輸出国への変貌―	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
樋口倫生	中国 ―WTO加盟後の貿易構造の変化―	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
會田陽久	韓国 ―加工貿易国にとっての農業部門の維持―	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
黒木弘盛	インドネシア ―エステート農業の大国―	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
岡江恭史	ベトナム ―貿易赤字を抱える農産物輸出国―	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
岩本隼人	インド ―赤字の貿易基調と農業貿易の黒字―	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
馬場範雪	オーストラリア ―中国との貿易の急速な拡大―	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3
勝又健太郎	アメリカ ―貿易収支の慢性的赤字と農水産品貿易の黒字―	アジア・太平洋プロジェクト研究資料 アジア太平洋地域の貿易構造とASEAN+1型FTA	第1号	2011.3

著者名 (共著者を含む)	表 題	発 表 誌 等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
井上荘太郎	機能性農産物の産地形成条件ーカリフォルニア州のザクロの事例からー	アグロフードマーケティングTOOLーマーケティング研究チーム研究成果集ー 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター		2011.3
川崎賢太郎	The Impact of Land Fragmentation on Rice Production Cost and Factor Demands	Japanese Journal of Rural Economics	Volume 13	2011.3
小泉達治	「バイオ燃料原料農産物の需要拡大が小麦需給に与える影響」	『製粉振興』	No.531	2011.3
小泉達治	「米国農務省による農産物需給予測 (USDA Agricultural Projections to 2020) の概要」	『食料と安全』	9 (3)	2011.3
澤内大輔	ニュージーランド排出量取引制度における農業分野の取組	農林水産政策研究所レビュー	第40号	2011.3
世界食料需給プロジェクト研究需給モデルチーム	2020年の世界の食料需給見通しー世界食料需給モデルによる予測結果ー	農林水産政策研究所レビュー	第40号	2011.3
馬場範雪	カントリーレポート：アルゼンチン	所内プロジェクト〔二国間〕研究資料 平成22年度カントリーレポート アルゼンチン、インド	第1号	2011.3
岩本隼人	カントリーレポート：インド	所内プロジェクト〔二国間〕研究資料 平成22年度カントリーレポート アルゼンチン、インド	第1号	2011.3
増田敏明	EU共通農業政策の変遷と価格・収入支持水準の設定	行政対応特別研究 欧米の価格・所得政策等に関する分析		2011.3
勝又健太郎	フランス、ドイツ、イギリスの農業構造変化	行政対応特別研究 欧米の価格・所得政策等に関する分析		2011.3
松田裕子	EU直接支払が構造変化に与える影響分析ー文献レビューとドイツ・バイエルン州に関するケーススタディー	行政対応特別研究 欧米の価格・所得政策等に関する分析		2011.3
吉井邦恒	アメリカにおける経営安定政策の展開と政府支払い	行政対応特別研究 欧米の価格・所得政策等に関する分析		2011.3
吉井邦恒	アメリカの農業保険をめぐる最近の動向について	月刊NOSAI	63巻3号	2011.3
橋詰 登	2010年農業センサス（概数値）にみる構造変化の特徴と地域性	農村と都市をむすぶ	第61巻第3号	2011.3

2 口頭発表および講演

講演者	講演演題	講演会名（主催者）	講演開催年月日
鈴木源太郎	農業経営の成果を左右する 農業経営者の資質ー経営研究からのアプローチー	JA栃木指導員連盟研修会	2010年5月10日
玉井哲也	アジア、オセアニアのコメ需給動向	国際セミナー「開発途上国および新興国における変化する食料需要」（OECD、農林水産政策研究所、JIRCASの3者共催）	2010年5月13日
澤内大輔	わが国農業分野の排出量取引制度の利用実態	第17回農林水産政策研究所省内ミニ報告会	2010年5月17日
鈴木源太郎	農林漁家宿泊体験の実態と教育効果からみた受入体制の検証	全国子ども農山漁村交流プロジェクト推進シンポジウム	2010年5月20日
吉井邦恒	各国の農業保険制度についてーフランス・スペイン・ギリシャ・アメリカー	第2104回農林水産政策研究所定例研究会	2010年5月25日
澤内大輔	Current Situation on the Emissions Trading Scheme and Agricultural Sector in Japan	The 7th International Symposium of the Forum for Agricultural Policy Research in Northeast Asia（北東アジア農政研究フォーラム）	2010年6月10日
薬師寺哲郎	日本における食料消費構造の展望ー少子・高齢化、世代交代の影響を考慮してー	日中韓シンポジウム	2010年6月10日
小泉達治	「ブラジルにおけるバイオエタノール生産技術の選択と砂糖需給への影響」	2010年度日本フードシステム学会大会	2010年6月13日

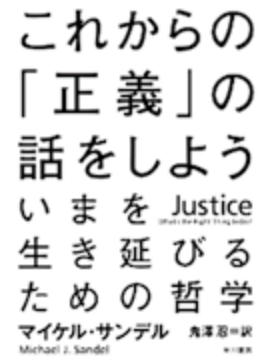
講演者	講演演題	講演会名（主催者）	講演開催年月日
澤内大輔	ニュージーランド排出量取引制度における農業分野の温室効果ガス排出の取り扱い	2010年度フードシステム学会大会（日本フードシステム学会）	2010年6月13日
葉師寺哲郎	少子・高齢化，世代交代の進展を踏まえた食料消費構造の展望	2010年度日本フードシステム学会大会	2010年6月13日
小泉達治	バイオ燃料原料用農産物の需要拡大が食料需給に及ぼす影響分析	第19回農林水産政策研究所研究成果の省内ミニ報告会（農林水産政策研究所）	2010年6月25日
橋詰 登	中山間地域の農林地資源管理等を担う第3セクターの現状と動向	第2105回農林水産政策研究所定例研究会	2010年6月29日
清水純一	ブラジル産トウモロコシの拡大過程と今後の展望	日本農業市場学会2010年度大会 個別報告	2010年7月4日
内藤恵久	地理的表示の保護制度に関する現状と課題	第2106回農林水産政策研究所定例研究会	2010年7月6日
吉井邦恒	アメリカの収入保険制度の現状と今後について	直接支払研究会（全国農業協同組合中央会）	2010年7月9日
澤内大輔	わが国農業分野における排出量取引の取組	第2107回農林水産政策研究所定例研究会	2010年7月13日
玉井哲也	アジア，オセアニアのコメ需給	省内ミニ報告会（農林水産政策研究所）	2010年7月16日
吉井邦恒	アメリカにおける2012年農業法をめぐる動きについてー経営安定対策を中心にー	第2108回農林水産政策研究所定例研究会	2010年7月20日
川崎賢太郎	Conservation Auctions and Compliance: Theory and Evidence from Laboratory Experiments	OIO AAEA, CAES, & WAEA Joint Annual Meeting	2010年7月26日
岡江恭史	世界食料危機とコメ輸出大国ベトナムの対応	第2109回農林水産政策研究所定例研究会	2010年7月27日
吉井邦恒	経営所得安定対策の効果に関する予備的分析	第46回東北農業経済学会	2010年8月28日
鈴木源太郎	日本における都市農村交流の展開と小中学生を対象とした体験型教育旅行	中国武漢市視察団「都市と農業の協働的発展」訪日研修視察講義	2010年8月31日
井上荘太郎	農業と環境	埼玉大学経済学部	2010/9/1, 2
井上荘太郎	タイの農業と農業政策	ミニ報告会	2010年9月8日
Tatsuji Koizumi	Japanese and U/S/ Clean Energy in Agriculture	Green Korea 2010 (National Research Council for Economics, Humanities and Social Sciences, Republic of Korea)	2010年9月9日
Tatsuji Koizumi	Japanese Clean Energy in Agriculture, Utilization and Policy	New Renewable energy for Agriculture in Developed Countries: Utilization and Policy (Suncheon National University, Republic of Korea)	2010年9月10日
吉田裕介・増田清敬・澤内大輔	わが国のバイオ燃料政策による国産バイオエタノール利用が気候変動緩和に及ぼす影響のLCA評価	日本計画行政学会第33回全国大会	2010年9月10日 ー11日
師耀軒・棧敷孝浩・澤内大輔・山本康貴	人口減少時代に対応した国際観光政策の新展開に向けた基礎研究：外国語能力が外国人の観光行動に及ぼす影響分析を通じて	日本計画行政学会第33回全国大会	2010年9月10日 ー11日
河原昌一郎・井上荘太郎・明石光一郎	アジア・太平洋地域の貿易構造	第2110回農林水産政策研究所定例研究会	2010年9月14日
金起龍・澤内大輔・増田清敬・金子真也・吉田裕介・師耀軒・山本康貴	地球温暖化による気温上昇が日本の農業生産に及ぼす経済的影響	環境科学会2010年会	2010年9月16日 ー17日
高橋克也	スローフードによる直売支援	2010年度日本農業経営学会 第3分科会報告	2010年9月17日
葉師寺哲郎	フードシステム論	高崎経済大学地域政策学部	2010/9/25から 2011/1/22まで 土曜日15回
樋口倫生	韓国におけるコメ市場開放の影響ーミニマムアクセスを中心にー	第2111回農林水産政策研究所定例研究会	2010年9月28日
會田陽久	消費者の有機農産物購買行動に関する考察	2010年度第1回JGSSリサーチ・セミナー（大阪商業大学JGSS研究センター）	2010年10月17日

講演者	講演演題	講演会名（主催者）	講演開催年月日
株田文博	Challenges of Rural Ageing Population in Japan and Some Responses to Revitalize Rural Community	OECD Workshop at All-Russian Forum "Rural Demography: Lessons Learned from OECD Countries"	2010年10月19日
澤内大輔	農業部門における排出量取引制度：ニュージーランドにおける制度設計	第2113回農林水産政策研究所定例研究会	2010年10月19日
澤内大輔	環境経済学	平成22年度行政技術研修（農林水産省）	2010/10/21-25
井上荘太郎	タイ農業の動向と農業政策	第2114回農林水産政策研究所定例研究会	2010年10月26日
葉師寺哲郎	産業連関分析入門	平成22年度 行政技術研修（経済）（農村振興局）	2010年10月29日
吉田行郷	水田作地帯における集落営農組織等の動向に関する分析	第2115回農林水産政策研究所定例研究会	2010年11月9日
吉井邦恒	アメリカ・カナダの収入保険制度－畜産経営を中心に－	月例研究会（畜産経営経済研究会）	2010年11月19日
吉井邦恒	アメリカ・カナダの収入保険制度－畜産経営を中心に－	月例研究会（畜産経営経済研究会）	2010年11月19日
小野智昭	「戸別所得補償モデル対策」実施の影響」解題	農業問題研究学会2010年度秋季大会	2010年11月23日
伊藤順一	中国の経済成長と食糧生産	政策研究大学院大学	2010年11月24日
鈴木源太郎	農村ワーキングホリデーに関する 取組みの現状と方向性	第3回みやぎ移住・交流推進研究会報告（宮城県企画部地域振興課）	2010年11月25日
葉師寺哲郎	市場外流通の増加と卸売市場の機能	第2116回農林水産政策研究所定例研究会	2010年11月30日
飯田恭子	農業分野における障害者就労と農村活性化－農家と社会福祉法人、NPO法人等の連携にむけて－	省内ミニ報告会（25回）	2010年12月3日
Trung,N/ K/Yoshii and T/ Oyama	Fractional Programming Model Analyses For Improving Japan's Food Self-Sufficiency Ratio	Association of Asian Pacific Operational Research Societies (APORS) 2010 Penang, Malaysia	2010年12月5日
玉井哲也	Food and Agriculture in Japan	早稲田大学国際教養学部 of the 講座 "Public Policy and Finance" の一環	2010年12月13日
玉井哲也	Food and Agriculture in Japan	早稲田大学国際教養学部 of the 講座 "Public Policy and Finance" の一環	2010年12月13日
松久 勉	農業の雇用労働力の動向とその実態－総務省「就業構造基本調査」組替集計から－	第2117回農林水産政策研究所定例研究会	2010年12月21日
吉田行郷	水田作地域における集落営農組織等の動向分析に見る地域の課題	北村山地域農業研修会（山形県庁）	2011年1月12日
飯田恭子	農業分野における障害者就労と農村活性化－農家と社会福祉法人、NPO法人等の連携にむけて－	第2118回農林水産政策研究所定例研究会	2011年1月18日
江川 章	農業における人材確保・育成の動向と課題－新規参入者と雇用就業者を中心に－	第2119回農林水産政策研究所定例研究会	2011年1月25日
澤内大輔	我が国農業分野における排出量取引の課題と展望	シンポジウム「地球温暖化と農業とのかかわり」（農林水産政策研究所）	2011年2月2日
Tatsuji Koizumi	Japanese Biofuel Program	Symposium on the sustainability of biofuels (University of Tokyo)	2011年2月5日
小泉達治	米国のエタノール制度と穀物市場との関連	早稲田大学日米研究機構研究会（早稲田大学）	2011年2月6日
澤内大輔・ 棧敷孝浩	Impact of Carbon Price Policies on Greenhouse Farmers' Investment: A Real Options Approach	55th Annual AARES National Conference (Australian Agricultural and Resource Economics Society)	2011/2/9-11
株田文博	2020年における世界の食料需給見通し（世界の食料需給の中長期的な見通しに関するプロジェクト研究最終報告）	庶務課長会議報告（大臣官房秘書課）	2011年2月18日
株田文博	2020年の世界の食料需給見通しについて	第2120回農林水産政策研究所定例研究会	2011年2月22日
杉戸克裕	住民参加型の生態系保全活動と大規模農業との連携による地域活性化に向けた課題	生態系保全活動と地域農業との共存（農林水産政策研究所）	2011年3月1日
田中淳志	西別川流域における河畔林造成活動を通じたシマフクロウ保全活動	シンポジウム「生態系保全活動と地域農業との共存－北海道根釧地域の事例から－」	2011年3月1日
小泉達治	農業とバイオ燃料との関係	バイオ燃料利用推進対策セミナー（農林水産省）	2011年3月7日
林・田中	「生きものマーク農産物の取組と地域経済に与える影響」	セミナー「持続的な農業を支援するための多様な手法について」	2011年3月9日

『これからの「正義」の話をしよう —いまを生き延びるための哲学—』

マイケル・サンデル著・鬼澤忍（訳）

食料・環境領域主任研究官 高橋 克也



『これからの「正義」の話をしよう
—いまを生き延びるための哲学—』

著者／マイケル・サンデル
訳者／鬼澤忍
出版年月／2010年5月
発行所／早川書房

東日本大震災は、これまでの生活の営みを奪い、あたり前に享受してきたエネルギーやテクノロジーといったものをいとも簡単に瓦解させた。同時に、直接地震や津波の影響がなかった者の生活さえも不安と恐怖に陥れ、日本全体が未体験の領域に足を踏み入れようとしている。まさに我々は今、この崩壊の現場を目の当たりにしており、この先にどのような未来があるのか全く見当もつかない状況となっている。しかし、そこに人間の営みがある以上、これまでの生活基盤のあり方といったものを根本から見直し、国をあげて新しい秩序を模索しなくてはならない。

マイケル・サンデルが本書（原題：JUSTICE *What's the Right Thing to Do?*）で提示した正義をめぐる視点とは、日本にとって大きな喪失を経た今だからこそ、新たな社会的枠組みを構築するひとつの考え方を提示している。本書は、ハーバード大学で行った講義を基に、具体的な事例を通して「公正とは何か」「平等とは何か」「正義とは何か」といった諸点を我々に問いかけている。すなわち、これらの問いとは「善い社会とはどのような社会か？」という課題に向き合っているのである。

サンデルは、正義をめぐるベンサム功利主義やカントの道徳論、あるいはロールズの正義論など様々な考え方を解説・議論しながら、自身の主張を明確に述べている。サンデルは、個人は社会に埋め込まれた存在であり、これまでの政治社会における正義と権利をめぐる公的議論において、個人的道徳と宗教的信念といったものは、政治の中立性や客観性を阻むとして排除されていたとみている。しかし、本来、政治社会と道徳的人格は切り離されるべきではなく、多様な道徳的人格を公共の場に取り込むことこそが、正義の実現であるとしている。

ここでこれまでの日本の現状を取りあげるなら、人口減少による地方の疲弊、児童虐待、無縁社会、若者の就職難、格差の拡大等、挙げはじめたらきりがなく、すぐには解決の糸口さえ見つからない問題ばかりである。しかし、それらに対して政治が取り組む用意はない。各問題が社会化したのは、これらが個人的問題（＝道徳的人格の問題）として帰せら

れてしまったことによる爆発的事象であるとも考えられる。

こういった問題に対し、リベタリアニズム（自由至上主義）やリベラリズムといった考

え方は有効な解決策を導けるだろうか。筆者の考えは否である。なぜなら、地方の疲弊は、地域の市民や商店の自助努力のみでは、人口減少を食い止め活性化させるには到底及ばないほど深刻であって、児童虐待や若者の就職難を当事者の個人的資質の問題とするには、社会に与える影響があまりにも巨大になり過ぎてしまったからである。そんな時に登場したサンデルの政治哲学とは、それらを個人的問題とせず「公共的問題として声をあげよう」と呼びかけ、個人でも政治でも解決できない、いわば行き場のない「悩み」に対し、ひとつの考え方を提供している。その意味で、本書が我が国でベストセラーになった背景とは、これら諸問題がこれまで個人的問題として処理・矮小化されていたことに対する大きな疑問であって、これらを社会全体で共有するといった「善き社会」を志向する潜在的な方策を求めていたからではなかったか。

翻って、戦後最悪の災害を被った今の日本である。ちょうど我々が自由至上主義の限界に気づき、これまでの社会全体のあり方を見直す時期に差し掛かっていた矢先のことであった。サンデルの政治哲学をここで応用するならば、それまで結びつけられていた家族や街や土地を奪われた人間の悲しみといったものを、道徳的感情を公的言説へと押し上げながら秩序を形成することによって、我々自身の「共通善」を政治社会に反映させることではないか。今後、復興に向けた動きの中では、サンデルの学生に提示した具体的事例のように、正義をめぐる衝突が様々な形で噴出するだろう。しかしながら、今まさに、全国各地の自発的な発意から湧き出た支援の動きそのものが、政治社会における個々人の市民的人格を形成し、善き社会への一步となることを確信している。

農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2011年6月～7月開催)

開催大会等	主催	開催日時	開催場所
2011 AAEA & NAREA Joint Annual Meeting	AAEA, NAREA	2011年7月24日(日) ～26日(火)	ピッツバーグ
74th Annual Meeting of the RURAL SOIOLOGICAL SOCIETY	Rural Sociological Scityociety	2011年7月28日(木) ～31日(日)	Boise Idaho, USA
アジア政経学会2011年度 研究大会西日本大会	アジア政経学会	2011年6月25日(土)	九州大学箱崎キャンパス
アジア法学会研究総会・大会	富山大学	2011年6月18日(土) ～19日(日)	富山大学
第19回 (2011年) 国際産業連関分析学会 (IIOA)	International Input- Output Association	2011年6月13日(月) ～17日(金)	アレキサンドリア, VA, USA
国際開発学会 第12回春季大会	国際開発学会	2011年6月4日(土)	埼玉大学
日本沿岸域学会「研究討論会」(第24回)	日本沿岸域学会	2011年6月～7月	広島市
第10回記念全国研究(北海道)大会	日本地域政策学会	2011年7月30日(土) ～31日(日)	北海道・北海商科大学

最近の刊行物

行政対応特別研究資料

2011年3月 欧米の価格・所得保障政策等に関する分析

平成23(2011)年5月30日 印刷・発行

Primaff Review

農林水産政策研究所レビュー No.41



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <http://www.maff.go.jp/primaff>

印刷・製本 株式会社 美巧社

Primaff Review

